

---

平成26年 第17回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成26年 3 月 15 日 (土曜日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成26年 3 月 15 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	渡邊 康弘
地域振興課長	……………	久次 桂二	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	大浦 克司
会計課長	……………	須山りつ子	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	川原 久明	総務課企画監	……………	高良 朝子
総務企画係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一

---

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成26年第17回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（長野 正明） 日程第1、これから一般質問を行います。

本定例会より、一般質問においては、議員は発言席より質問を行ってください。

また、答弁者側は、自席において答弁をお願いいたします。

それでは、通告を受けております、10番、森田勝典議員、発言席よりお願いいたします。

なお、森田議員の質問については大項目ごとに質疑を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 10番 森田 勝典議員 質問事項

1. 職員の職務専念義務を問う
2. 陣屋川への歩道専用の架橋について
3. マイクロバス・福祉バス等の通行について

○議員（10番 森田 勝典） 議席10番の森田勝典でございます。皆様おはようございます。傍聴席の皆様おはようございます。

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、事前に通告しておりました質問事項について御説明申し上げます。

第1番目の質問は、職員の職務専念義務を問うという大きな問題でございますが、これでは一つには、職務時間中にたばこ休息をしている職員をちょいちょい見受けますが、どのような指導をしているかということです。

それと、2番目につきましては、もうこれとはほとんど連動するんですが、管理・監督の職にある者は、自分の部下職員についてきちっと指導ができておるかということを問います。

安丸町長は、平成20年1月の選挙で激戦を制し、当選され、役場に登庁されると、民間企業で社長として辣腕を振るわれていたうわさが広がるにつれて、職場にピンとした緊張感があふれていました。

私も平成19年4月から、区長として結構役場には出入りしておりました。その4年間の職員の勤務状態や接遇状況は大変よかったと思っております。

しかし、平成24年1月に、2期目、町長が無投票で再選された前後からだろうとは思いますが、一部の職員に気の緩みが出始めたのか、庁舎外の喫煙場所で勤務時間中にもかかわらず悠然と紫煙をくゆらせて、二、三人の同僚と雑談している姿を時々見かけるようになりました。

このことは町民から見ると、職務に緊張感がなく、信頼感を失わせることではないでしょうか。

ことし1月1日の西日本新聞報道を皆さん見られたことと思いますけど、当町の非正規公務員の比率が55.9%と、九州の自治体では第3番目にランクされております。

この数値が町としてよいか悪いかは、この場では別といたしまして、正規職員には大きな期待と責任がかかってきますが、当然給料や各種手当も毎月きっちりと支払われ、さらに夏と冬のボーナスはただで非常に恵まれております。

町民や非正規職員から羨望の目で見られていると同時に、厳しい目でも監視されていることと思います。

また、町長は平成25年6月の議会で、このときの所信表明で職員給与の7.8%削減勧告に対して、職員にさらなる負担を強いることは職場全体の士気に関わるということで、国の勧告に従わなかったわけです。

このことは地方交付税の減額という、町にとっては大きなリスクが伴うものと思いますが、それまでして職員の士気低下を食いとめようとかばっているのです。

こんなことを言うのは何とと思いますが、親の心子知らずとならないように、職員の皆さん、よく考えて行動していただき、勤務時間内は与えられた職務について真摯に取り組んでいただきたいものです。

そこで、私は決してたばこをやめてくださいとは申しません。町にとってありがたいたばこ税を納めていただき、逆に感謝しておりますが、たばこ休息は認められているかということになりますと、ちょっと問題になってくると思います。

このことについて、第1問は町長から御答弁お願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、森田議員の質問にお答えをいたします。

勤務時間内にたばこ休息をしている職員を見かけるということですが、確かに勤務時間内における職員の喫煙については、議員御指摘のように、喫煙習慣がある職員が勤務時間内に喫煙しているというのは事実であります。

役場職員が町行政を円滑に運営していくためには、職員が住民から信頼されることが重要でありまして、常日ごろから住民を意識して職務に従事するよう周知、指導をしているところであります。

喫煙については、住民の方からの御指摘もあり、昨年全職員に対し、次のことを改めて周知し

ております。

正面玄関で喫煙しないこと、喫煙場所に長居しないこと、喫煙が終わったらすぐに業務に戻る  
こと、喫煙場所で長話をしないこと、時間外勤務中も同様であること、以上の5点について、職  
員に対し、指示をしたところであります。

地方公務員は、地方公務員法第35条に職務に専念する義務が規定されており、今後も喫煙す  
る職員のみならず、全職員に対し、節度を持った行動を指導してまいります。

こういう議員からの指摘は、多分職員たちも今回の指摘はみんなかなり気になるころだと思  
いますから、注意をしてくれるだろうと期待をしております。

以上です。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） ただいま町長からの御答弁がありました。正面玄関とか何とか  
というのはどうでもいいことと思います。ここでたばこのんだらすぐ帰ってこいとかじゃなくて、  
まずたばこを時間中に吸うという行為そのものをやめていただきたいと思いますがどうでしょう  
か。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 森田議員の質問にお答えいたします。

先ほどちょっと御質問の中で、まず休息时间そもそも認められるかという話がありました。  
古く、もう昭和40年代の民間企業の訴訟であったと思いますけど、最高裁のほうで、やはりそ  
ういった勤務時間中のたばこの件について争われた事例がございまして、まずたばこを吸う権利  
というのはもう当然憲法の13条、14条に基づいて、基本的に権利は勤労者であってもありま  
す。

ただ、先ほど町長言われましたように、地方公務員法で職務専念義務があるということで、そ  
ういったことをもとに基本的に、極端に言えば一切吸うなど、基本的に勤務以外、生理的現象、  
トイレに行くような以外は、基本的には職務を離れるなという、極端に言えばそういうことを言  
うことも可能ではございますが、現実社会で言いますと、どこでもなかなかそこまでは言い切れ  
ないという部分がございます。

ただ、答弁ありましたようにそのバランスでございまして、そして現在も一応制度はござい  
ますけれども、役場としましては例えば禁煙セミナーということで、職員のほうにそちらのほう  
へもっと促すのと、自然にたばこをやめれるような状況に誘導できたらというふうに考えており  
ます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 副町長のお話わかりました。

たまたま二、三日前の新聞で、福岡市が禁酒令を出して、弁護士会のほうから人権侵害じゃないかとかいろいろ言われて、市長もちょっと苦慮しとるようでもございましたけど、大刀洗町もそういうところ辺が根底にあって、そういうやわらかい表現になったかと思いますが、それはそうとして、新年度からはやはりどなたが見ても、町職員はきちっとしとるなあ、よう仕事やっとなというような姿を見せていただかなければ、先ほど言いました給与減額の話とか何かになってきますと、皆さんいろいろ物議を醸すような事態になりやせんかと思っております。

今後十分気を引き締めて、職務に精励していただくことを職員の方にお願いたします。

そして、日本一統制のとれた町役場職員として活動されることを期待しながら、この一つ目の質問は終わります。

○議長（長野 正明） 続いて次の質問をお願いします。

○議員（10番 森田 勝典） いいですか。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） では、②で管理・監督者の責任はどういうふうに持つておるかということでございますが、職員の指導、これにつきましては今るいるいと話しましたが、その中で重複しますので省きますので、代表して総務課長、どう思っていらっしゃるかお願いたします。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 森田議員の御質問にお答えいたします。

当町といたしましては、平成21年の9月から人事評価制度というのを取り入れまして、試行期間を3年ほど経まして、それぞれ研修というか今人事評価に生かさせていただいているところでございます。

一つが勤務態度評価といいますか、規律性でありますとか、積極性、協調性、責任感、こういったものをそれぞれ評価するような形でさせていただいております。

ここの能力評価につきましては、監督を評価する項目について、当然課長職におきましては指導育成の根拠を設定しておりますので、その中で日ごろ職員の育成について育成力を強めているところでございます。

管理職は、当然各内部の戦略するマネージャーとしての一面も持つておりますので、いかに部下を動かして目標を設定するかということが、最大の仕事であるかというふうに考えておりますので、昨年12月に民間の東レ研究所の佐々木常夫氏をお招きしましてから、マネジメント能力の向上を努めるということで、管理・監督者の原点の研修を行っておるところでございます、またことし3月の26日に、今度は職員に対しても研修をしていきたいというふうに考えておる

ところでございます。

以上で、森田議員の答弁にお答えいたします。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） ありがとうございます。

ぜひそういう部分をきちっとやっていただければよろしいかと思えます。どうぞ何度も言いますが、来年度からはきちっとした体制でやっていただければよろしいかと思えます。ありがとうございます。

では、次の第2の質問をいたします。

これは陣屋川に歩行者専用橋をかけられないかということで出しておりますが、これは私も区長になってすぐ町民の方からの依頼とかいろいろお話がありまして、何度も建設課長さんとは会いまして話はしてきてるんですが、結局これはできない、非常に難しい、何だかんだということ で実現には至っておりませんが、もう一度だけこの正式な場所で提案させていただきます。

これは近ごろアベノミクスの影響か——本郷小学校の前です。私は本郷小学校の前で、ここ四、五年、子供の安全ということで朝立っておりますけど、だんだんだんだんこのごろはダンプカーの数が多くなりまして、小学校の前の狭い県道をぼんぼん走って回るわけなんです。

それで、その本郷橋そのものが昭和34年ですか、34年に新しくかけかえられまして今に至ってるんですが、規格が狭い関係で、非常に歩行者が通っていくとダンプも今はじわっととまってるんですが、乗用車はほとんどとまらずバアッーと走っていくもんですから、傘をさしたり、お年寄りが乳母車といいますかね、あれを押して行っているときなんか、もう非常にはらはらするわけなんです。

ちょうどこの道が郵便局とか本郷駅のほうに続いておりますので、そこに皆さんは行っていらっしゃると思うんです。

それで、ここに第2分団倉庫、消防の第2分団倉庫と対岸のふれあいセンターの手前までは町道が来ておりますので、そこに歩道専用橋ということで、人間だけが渡られるような小さい橋をかけていただけないかということが質問でございます。

これは先月の5日に、本郷の校区の区長と議員に、陣屋川にかかる橋の改修計画の説明を建設課長が受けましたですけど、まあ、これは下流から工事してくれば順次有本、猪ノ本、端井橋、そして本郷橋というふうになってくると思えます。

そうなってくると、本郷橋が改修に入ってくるのは完成するまでには10年か15年ぐらい、普通考えればなるんじゃないかと思っておりますが、この間にどんどん高齢化は進んでいきますし、非常に歩行者が、そういう方が増加してくれば、不慮の事故に遭遇される方もあるかと憂慮しております。

この陣屋川は、御存じのとおり県営河川でございますので、管理は久留米県土整備事務所のほうがしております。

そういう意味でしっかりと現状を説明していただければ、実現の可能性はあるのではないかと  
いうことで御質問したわけなんです、どういうふうにお考えになっておるか、これは町長、よろしく  
お願いします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この陣屋川の改修が、今までずっと計画であってなかなか実現できなかった  
んですけれども、正式に決まったということは御存知ですね。

○議員（10番 森田 勝典） はい。

○町長（安丸 国勝） それで、そのことを御存知の上で、本郷のその今の橋を早くしてくれとい  
うことですね。

○議員（10番 森田 勝典） そうです、はい。

○町長（安丸 国勝） これは河川計画というのを先につくるんです。それから、普通であれば下  
流からずっとやっていくのが常識的なやり方ですけども、ただ橋梁をかけかえるというのは、  
もう一つの大きな事業になりますから、そこら辺で実際実施段階になったときに県のほうにお願  
いして、今の一番やっぱり大事なところから先にお願ひしたいというようなことで、頼んでいか  
ないと思うがなだらうと思います。

確かに、言われるように下からやってくるのを待ったたら、多分10年以上かかるでしょう  
から、そこら辺のことは実施の段階になってしっかり県のほうと協議をしていきたいと、そのよ  
うに思います。よろしいですか。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 今町長から丁寧な御答弁いただきましたですけど、建設課長さん  
はこれはどういうふうにお思っておりますかね、そこちょっと教えていただけませんか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 森田議員の御質問にお答えいたします。

まず、先ほど町長のほうから申しあげましたように、以前から地元の本郷土木協議会、本郷環  
境保全組合等によりまして、平成24年の10月より陣屋川の改修要望ということで、町を通し  
て県のほうに要望されているところでございます。

町のほうとしましても、地元の要望及びいろんな手段を用いまして、県のほうに事業計画の働  
きかけをしまして、やっと平成26年度より陣屋川の改修計画が事業化されたわけでございます。

先ほど議員が申されましたように、橋のかけかえにつきましては下流から行いますので、早く  
ても本郷橋の改修としては3年後、4年後になるかと思われま。

それで、ふれあいセンターへの歩道の設置につきましては、まず歩道を設置する場合には、河川の断面、河川の流量に関する断面等を調査しまして、それに基づいて河川の幅、河川の幅員等を決めることとなります。

ですから、今の状態でそのまま橋をかけるというわけにはいきませんで、河川の流量等を計算して河川の断面を計算すると、恐らく今の現状の高さから約1メートル、もしくは1.5メートル上がったところに橋をかけることになると思います。

ですから、それにつきましては先ほど言われましたように、県営河川であります県土木と協議しながら、もしくは要望していきながらの検討になるかと思しますので、簡単にはやっぱりその橋はかけられないと思いますので、やはり町単独でも費用的には非常に莫大な費用がかかりますので、県の事業に合わせて地元要望の意見を出しながら、県の計画と地元の要望を調整しながら、地元の住民の方に使いやすいような橋梁を計画していくべきだと考えております。

以上で回答を終わります。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 課長、ありがとうございました。

そういうふうで、非常に困難な問題ということはもう私も十分認識しております。

それで、これに無理やりかけろということも、町の財政からいましてとても無理なことだと思っておりますので、機会があるごとに土木事務所、県土事務所ですね、県土事務所とお話を進めながら、もしできるものならそういうものをつくっていただく、もしできないなら本郷橋にきちっとした歩道橋をかけていただくと、一緒に、本橋がかかるとき、そういうお願いをしてこの質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それで、やっと事業化が正式に決まったということだけは評価してもらいたいと思うんです。

もうこれなかなか大刀洗はもう置いてきぼり食らって、実は私が就任したころから陣屋川期成会とかあって、下のほう、北野から下はきれいにやった、上の甘木のほうもきれいになっていて、大刀洗側だけがほったらかされて、こんな期成会なんかもうやめてしまえと言ったんです。

そしたら、私がいつの間にか会長にされて、それで一生懸命頑張ってどうにかその事業化がもう正式に決まりましたから、それでちょっとお願いがあるのは、あの橋をかけかえるのはもう大事業なんです。

それで、用地の件もありますし、それから迂回道路をつくったり大変な事業になりますから、そういうふうになったときは議員さん方はもちろん、地元の方の協力をさせていただかないとなかなか難しいと思いますので、その点よろしく願いをしておきます。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） ありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

これはちょっと悩ましい話なんです、町のマイクロバス、それとか社会福祉協議会が使っております福祉バス、大型ですね、これがふれあいセンターに来る場合、途中の私有地を無断で、どうも今まで使用してきておる状態じゃないかと思っておるんです。今でもそうだと思います。

本来センターまでに役場から車が出て、県道富多本郷線ですか、表の、を通り、本郷小学校のところまで来るんですけど、そして町道を進み、郵便局の手前から左のほうに入っていくのが普通の通行と思っておりますが、御存じのとおりあの交差点は非常に狭うございます。飯田化粧品店の角の信号、これはとてもバスが行くには非常に運転手さんも大変だと思っております。

そういうことで、大型車は役場から来たらその県道を通り、金光教さんの前から右に曲がってJAの旧本郷支店、その敷地を半周して、また本郷駅に行く町道、これも狭うございますが、この町道を50メートルぐらい行ってH運送さんのところから左に曲がるわけなんです。

そして、センターに行つとるのが現状なんです、ここで問題となるのが、JA跡地は広くて、JAという大きな組織でありますのでそう余り問題はないと思っておりますけど、本当の民間のH運送さんの敷地を堂々と通っておるわけなんです。

この横の曲がる所のセンターに行く道路は、道路幅2.3メートルぐらいだったですか、それに側溝ぶたがかかっておりますので、大体4メートルぐらいの道路なんです。

ここに入って来るもんですから、真っ直ぐ来て左に左折するとき、大きく膨れながらその運送さんの敷地を通ってくるわけです。運送さんのほうは運送さんのほうで、そこに大きなトラックなんかとめておりますもんですから、そこも非常に気になっていらっしゃるようでございます。

そうやこうやと思ひまして話聞いてみますと、どうも運送会社なりJAのほうに、こういうことですからこの場所を通させてくださいというような、その合議等が今までなされていたか、今後はどうされるかということをお聞きするものでありますが、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 森田議員の御指摘のとおり、許可を得て通っておりません。

この場をおかりしまして関係各位におわびを申し上げますとともに、早急にJAみい、それから本郷運送に対しまして、マイクロバスの運行に御協力いただけるようお願いにまいりたいと思ひます。

それで、ただ乗る場所を変えたらいいじゃないかというような話もあるんですけど、例えば天気が悪いようなときに、消防の車庫の横とかあの辺でやるということになると、乗るということになると、雨宿りするところがないんです。

そういうこともありますので、ふれあいセンターを利用してあそこから乗るのが一番いいと思いますので、無断で今まで使っていたということをおわびして正式に協議をしたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 私もここではっきり申しておきますけど、別にこのことでH運送さんがどう言うたということではありません。

それで、こういうふうな指摘をされた後ですから、早めに担当課長さんなり、町長が行かれるのが一番いいかもしれませんが、その経営者等と話されて、今後のことなんかを十分協議されて、あそこを安心して通らせていただくようにされたほうがよろしいかと思っておりますのでこの問題を出しました。どうぞよろしく願いしておきます。

担当課長はどう思っていました、今まで。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 森田議員の御質問にお答えしますけれども、おっしゃるとおり許可なく通っていたということは、重々おわび申し上げたいと思います。

やはり皆様のいいようなところに、行政は住民の福祉を考えるとということでございますので、もし御相談に行って通らせていただければそのように考え、そのようにさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） では、どうぞ早めに出向かれて、現状をきちっと話していければ、相手様も、いや、絶対通さんとか、そういうことは絶対おっしゃらないと思っておりますので、どうぞ穏便に処理していただければよろしいかと思っております。

私はこれで3つの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長野 正明） これで森田議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、2番、黒木徳勝議員、発言席からお願いいたします。黒木議員。

## 2番 黒木 徳勝議員 質問事項

### 1. 大刀洗都市計画道路の今後の計画について

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番、黒木徳勝です。それでは、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず、都市計画が、近隣町村がどのようになっているかをまず最初に説明をいたしまして、そ

して大刀洗町の都市計画が、現状がどのようになっているかを説明したいと思います。

まず、朝倉市の都市計画の概要をざっと説明して、いつから都市計画がなされたかを説明したいと思います。

都市計画は、ただ道路だけをつくるということだけではなくて、その地域のここにはどういふふうな家を建てると、そしてまたここは工場立地ですよというような地域の市の全体的な活用と  
いいますか、それを図るのが都市計画でございます。

そして、甘木市におきましては、結局13本の道路を都市計画道路として告示をしております。当初計画は、昭和29年の4月の21日に一応当初計画として、最終計画で終わっておる道路は昭和51年または昭和20年、昭和55年と、3本の都市計画道路が完了をしております。

そういう中において幅員について、やっぱりその当時でございますので12メートルなり、15メートルというふうなそのときの道路幅で、幅員で認可をされております。それで、総延長が2万6,800メートルあります。現在完了しておる、事業完了は3,950というようなことで約15%の事業計画がなされております。

そういう中で、この朝倉市においても国道が一応2本走っております。その国道の386号線、これにつきましても都市計画道路で行うというふうな状況でございます。

それで、ここについてはまだ計画が現在は進捗されておりませんが、この322号線につきましても、今大刀洗から行ったところのちょうど上流になりますけど、その中間からジャスコに行く道路については数十軒の家が立ち退いて、もうすぐ供用を開始するような状況になっているようでございます。

そういうことで、甘木市においてもそのようなことで、少しずつやはり都市計画を計画しながら完了しておるというような状況でございます。

隣の小郡市におきましては、計画決定面積は5万1,928メートルあります。そして、整備済みが2万7,414というようなことで、約52.7%の整備率が、ことしの4月1日の整備率というようなことをちょっとお聞きをしたところでは、

ということで、小郡さんにつきましては、小郡市につきましてはやはりニュータウン、ニュータウンの中はほとんど整備されておるというようなことで、この52.7%というのは整備済みになっておるようでございます。

そういう中で一つは本郷基山線、本郷基山線が一応3,020メートル、幅員は14メートルから大きいところは31メートルありますけれども、これは大体4月1日、100%整備率というようなことで、今度は三沢駅の下西鉄電車の高架、これにつきましてはことしの3月31日で開通するというようなことのようにございまして、もうすぐこの本郷基山線の道路につきましては、非常に交通量がふえるんじゃないかというふうに考えております。

そういう中で、それで大刀洗町の道路につきまして、ちょっと今から説明を申し上げたいと思います。

お手元の質問事項に書いておりますように、大刀洗の都市計画の道路の今後の計画についてというようなことで、ちょうど大刀洗町におきましても、住居、家を建てるところについては低層住宅なり、ここは工場、準工場団地ですよというようなことも計画されております。

それと、公園につきましては、西太刀洗公園、西太刀洗駅の公園ですね、それと本郷駅と大堰駅と、これもこの都市計画の中に組み込まれております。

そういう中で、5本の道路を告示されております。

それで、まずは西大刀洗草分線、これが1,820メートル、これは2車線です。幅員につきましては17メートルと、これは西太刀洗駅から高速道路のちょうど200メートルの北側までが一応1路線として計画されております。

あと一つは、一番長いのは陣ノ内富多線というようなことで、これが2,490メートル、これは2車線で、またこれは17メートル、一部は13メートルでございますけれども、これは富多の甘木と北野町の境の大堰の駅の前、その線路の県道でございます。

そして、ずっと本郷小学校の前から行きまして甘木の322号、国道の境までの路線でございます。これが2つ、これは県道と重なります。

あとは、大刀洗公園線と、これは810メートルで2車線の17メートルと、これは現在本郷基山線のところのちょうどJAの支所、山隈支所、そこの通常棚町酒店と言っておりますけれども、それから東のほうの筑前境までの810メートルでございます。

それと、いつも森田議員も、いつか議会で非常に道路の問題で、本郷駅からちょうど橋本、小学校のところですね、そこまでの道路の拡張が出ておりましたけれども、これが本郷駅前線で910メートル、これは2車線です。これは本郷駅から小学校の南側を通りまして国道322号までです。

これにつきましては非常に家屋が密集しておりますので、非常に確保するのは困難かと思えますけれども、町といたしましてはこれも告示をしております。

あと、5番目に言いますけれども、大堰駅前線、これは260メートル、これも2車線の17メートルです。これは大堰駅から役場のドリームセンター前です。

こういうような5本の路線の都市計画をするというようなことで、平成14年2月1日に5本の路線を告示をしております。

第1点は、それからもう15年経過しておりますので、町として年次計画をどのようにしているのかということは、やはり計画をした後は完成するまでは20年か25年かかるわけです。

しかし、やはりどっかでこれを実施するという方向づけを持って、やはり町長なり職員の果た

ちは、いつから、やはり県との協議を合議しながら進むべきだと思います。

そういうことで、一応どのようになっているかを問うものであります。

2番目は、この中に県道が、さっき申しましたように本郷基山線が重なっております。陣ノ内富多線も県道と重なっておりますので、県とのやはり合議といいますか、打ち合わせをしながら、期成会なりつくってやはり進めるべきだというふうに考えております。

そこら辺についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

3番目は、やはりそれについては相当な計画なりお金がかかりますので、補助率等がわかればどのようになっているかを問います。

そして、それに伴いまして、非常に私たちもいつも県道等のやはり通学路の問題等で、危険箇所ですと陳情しておりますけれども、やはり抜本的な道路そのものを整備する必要があるというふうに考えていますので、その都市計画等のメリットについてどのように考えておられるかと、デメリットはもうお金が要ることでございますので、そこら辺についてももう結構でございますので、この4点について質問をいたします。

以上です。第1回目はこれで終わります。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、黒木議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、都市計画道路についてでありますけれども、これはまちづくり整備方策として、住宅、商業、工業の用途に分けた市街地を形成するため、用途地域を決定したのにあわせて菊池市街地と本郷、大堰市街地を結ぶ機能を初め、公共空き地の確保、市街地形成の誘導を図るため、土地利用や交通量調査を考慮しながら、平成14年2月1日に5路線の道路を都市計画決定しております。今黒木議員が説明されたとおり5路線です。

まず、1点目の質問の告示後12年経過しているが、年次計画はあるのかについて答弁をします。

議員御指摘のとおり、都市計画決定の告示後12年を経過しておりますが、現在当町では既設の道路工事や新設の松崎山隈線に傾注してかかっております。

なお、都市計画事業ではありませんが、都市計画道路、西大刀洗草分線の一部である甘木鉄道の西大刀洗駅前整備、十文字交差点改良工事、またそれに合わせた歩道整備などは実施済みであります。

現在のところ、事業計画や年次計画の策定には至っておりませんが、町としても都市計画道路の重要性は理解しております。都市計画の上位計画である町総合計画には、都市計画道路の整備として県との協議を進め、整備促進を図りますと明記しているところでございます。

今後は都市計画道路の整備について、費用対効果や他事業との影響などを検証しながら、都市

計画審議会や議会に諮るなどして、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問の県道との話し合いはどのようになっているかについてであります、5路線の都市計画道路のうち、県道に重複している道路は3路線ございます。

平成11年当時、県道に重複して当町の都市計画道路を決定するため、県と協議を行った際に、県からはあわせて町道認定を行うこととするという条件提示がなされ、それに伴い、町道を認定した経緯がございます。

その後は、既存の国道、県道の拡幅工事などの要望や事業協力を行ってまいりましたが、都市計画道路のことについて話し合いの場を持ったことはございません。

次に、3点目の質問の資金計画、補助率などについてであります、事業を実施する場合は、まず町が県に都市計画道路の整備を要望し、事業計画が立てられれば事業開始となります。

県が事業主体となる場合は、費用負担は50%が国庫補助、残り50%の3分の2の33%が県負担、残りの3分の1、これ17%が町負担となります。

町が事業主体となる場合は、費用負担は50%が国庫補助、残り50%が町負担となりますが、町負担割合がやっぱり少なくなるように、基本的には県が事業主体となるよう県に要望してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の質問の都市計画のメリットについてどのように考えているかということですが、まず計画的に、都市計画道路とは計画的に市街地を、市街化を促進する、2番目に町内の主要施設を連携する、3番目に道路整備に合わせて駅前広場の整備を図る、4番目に工場地区の業務用大型車両を市街地から排除する、5番目に町外の主要道路との接続を図る、こういうことを目的に、都市の基盤的施設として計画する道路でございまして、都市計画のメリットとしては県との協議は必要ですが、こういう道路を町の都市計画審議会において計画決定し、補助事業として整備できるのではないかとこのように考えております。

今いろいろとお答えしましたけれども、もしやるとなればこれは大事業です。それで、執行部のほうで進めて、簡単に進めていいのかどうかというのは非常に私も疑問があるんです。

それで、これは今まで長い間放っていたというのは、もうなかなか大刀洗町では実施していくのが難しいというか、そういうことがあって手をつけていなかったのかもしれないけれども、とにかく一応しっかりと準備は進めてみたいと思います。

ただ、そういうふうになったら、実施する前には議会としてもしっかり協議をしていただいて、そこ辺で議会の判断も示していただきたいと、そのように思います。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、再質問をさせていただきます。

第1番目の12年間経過しているが、町長の回答としては理解しておりますけれどもちょっと協議を、協議といいますか、都市計画をどのようにするかというようなことは、まだ考えておらないというふうな回答でよかですか、そういうふうに取りました。

2番目の県道につきましては、当然県との話し合いが必要だと思いますけれども、今この県道が非常に今本郷基山線ですか、これが今私が申しましたように小郡市の境ですね、それから今度小郡市につきましても、今度供用開始が陸橋でできますね、その後については県としても全部、小郡市の場合については本郷基山線の合議をしておるようでございます。

そこについてはちょっと、もう少しちょっと小郡市とも連携をとっていただきたいというふうに思います。

まず、非常にやはり西大刀洗から高速道路の北側の本郷基山線、それにつきましては非常に交通量が多くなって、非常に危険で、小学生、中学生の通学道路もやはり大型車が通った場合、もう横の50センチでは両方すれ違う場合については、もうよけて通れないというふうな状況にあるわけです。

それで、やはり現状を把握して、やはりこれは議会でも必要でございますけれども、議員もやはりこれについては勉強して、それは協力する体制は建設経済委員会で作りたいと思います。

ぜひ、この県との話し合いもやはり進めていただいて、やはり甘木市、朝倉市も少しずつそういうふうな状況で準備をして計画しております。

それで、ぜひこの県道については、町長が申しましたように県が50%と、県が3分の2と、もう町が3分の1と、それですから県道の整備は2本できれば、3本ありますけれども、これはできればほとんど完了ということになるかと思えます。

これにつきましては、本郷基山線もやはり住宅がもう建ち込んでおりますので、どちらかに確保するというようなことで、私がおのころおりましたけれども、道路のどちら側というふうになっております。

そういうことも含めながら、問題はこの17メートルがどうだろうかというようなことを、私はちょっと考えますけれども、よその都市計画は12メートルなり15メートルあるわけです。

うちは全部17メートルで幅員が計画されております。これは2車線でその横の歩道は約3メートルから、またその横ののりまで含めて17メートルというような設計でございます。そこから辺についてもやはり、ひょっとしたらこの資金計画の中で、やはり計画する段階で考えるべきではないかと思えます。

それと最後に、町長も都市計画のメリットを幾つか述べられましたけれども、今菊池のほうに約7,000平米ですか、工場の誘致をするように土地開発公社が買っておりますけれども、数社が見えますけれども、やはり大型車が曲がらないというふうなことで、現場は非常にいいとこ

ろですよというふうなことですけれども、やはりそのバチですね、バチがありません。

そして道路に、そこが車が曲がりませんので、そういうような条件がついて撤退しておるといふふうな状況もあります。

それで、やはりこの都市計画道路を重要性を考えていただいて、工場誘致等のメリットもあるかと思しますので、再度、そこら辺について町長の今後の計画を再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この質問を受けて、ちょっとできれば事前に県と協議をしたかったんですけれども、ちょっと時間的な余裕がありませんで、県とは全然話をしてないです、今の段階では、ですけれども、まずはちょっと県と協議をしたいなと思っています。今いろいろ陣屋川もやっとなされる、やるように決まった。それから国道322のほうも今一生懸命お願いしていますから、そういう関連もありますので、この都市計画道路を大刀洗町がやることについて、県がどう考えているかというのをまず確かめてみたいなと思います。

時間がかかる、そして金もたくさんかかる、だから少しずつやっていけばいいんじゃないかと黒木議員は多分考えてあると思うんですけど、まずこの事業を本当にどのようにして進めるかということ、きっちりと検討しなきゃいかんだろうと思うんです。ですから、その辺のこともあわせて県と事前に協議をしたいなと、そんなふうには思っています。

御指摘のように私も毎朝本郷基山線を通っていますから、子供たちが通学していて非常に危険な状態であるというふうにはもう認識をしておりますので、できれば何とかしたいなと、そんなふうには思っています。

○議長（長野 正明） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 最後になりますけれども、今町長も県との協議はしておらないということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、今県のほうが、おかげさまで町長が努力をしておられますので、県道八重亀菅野来春線ですか、これにつきましても先日現場を見させていただきましたら、千原の公民館の前ですか、あそこの3軒、家屋の移転がありましたけれども、もう1軒が住宅に住んでおられる方は家は撤去されておりました。

非常に進んでおるようでございますし、あの倉庫のほうも大体5月ごろで撤去するということをおっしゃっておりますので、そこは八重亀菅野来春線、この県道につきましても床島用水も橋が完了するような格好でおるようでございますので、あと数年後には完了するかと思います。

それと、西大刀洗の交差点改良も、もうほとんど終わった状況でございますので、今度は上高橋野町線ですね、あの県道のバイパスがちょっと途中でとまっておりますので、それも地元とし

て同意ができたというようなこともありますので、その県の新たな事業等も町長にお願いし、ま  
ずボックスまで測量してできるように、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

これは要望、これではございませんが、そういうことで若干の答弁がありました。町長も一  
生懸命、今後都市計画について検討していただきたいと思います。

私たち議員としても、やはりこれは都市計画が相当な金額かかるかと思ひます。ひょっとした  
ら何十億じゃなくて100億からかかると思ひますけれども、その中でのやはり町の持ち分とい  
うものがありますので、長期計画の資金をぜひ職員の人たちも勉強していただいて、議員も勉強  
いたします。

そして、一応この都市計画道路を、やはり危険箇所から年次計画を立ててしていただきたいと  
いうふうなことをお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（長野 正明） これで黒木議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、3番、後藤晴一議員、発言席よりお願いします。後藤議員。

3番 後藤 晴一議員 質問事項

1. 開発行為等整備について

○議員（3番 後藤 晴一） 3番、後藤晴一でございます。議長の許可を得ましたので、質問を  
させていただきます。

さて、質問事項でございますが、通告のとおり開発行為等の整備について、4項目ほど町長の  
ほうに質問をさせていただきます。答弁につきましては、4項目の答弁、質問が終わった後にお  
願いしたいと思います。

さて、本町におきましては、平成16年に住民投票で合併しない自立の道を選択し、財政安定  
化対策をもとに諸施策、方針が立てられ、自立のまちづくりに向かって町政に取り組まれている  
ところでございます。

このような施策実施が展開される中、また少子高齢化が確実に進行している中、気になるのは  
本町の生産年齢人口の定住化の観点から人口の推移であります。

本町の第4次総合計画いわゆる平成30年までの計画に、目標人口が示されております。平成  
27年が1万5,350人、平成30年が1万5,200人とされております。

実際の人口の動きが気になる場所ですが、平成26年1月末の住民登録人口が1万5,565人、  
これは外国人登録も含んでいると思ひますので、これを除くと1万5,374人となっております。  
これは総合計画でお見込みのとおり、微減、横ばいの傾向にあると言えます。

そのような中で北部の菊池校区は増加傾向にあり、25年、26年の1年の状況は103名の

増、特に北鶴木行政区は1年で93名の増となっております。

このように全体的に微減、横ばいの傾向ですが、北鶴木行政区のように賃貸住宅建設等開発行為が進められている結果、増傾向のところにあります。

このように全体人口から見れば、目標人口に微減、横ばいの傾向にありますが、校区、行政区によっては状況が大きく違う増加傾向にあり、二極化が見えます。

これまでの開発行為等整備については、町民、事業者の皆さんの任意の協力によって実現されるという性格の行政指導は、指導面や公平性の確保といった点において、限界があるのではないかと思うわけであります。

地方分権が進められる中、行政運営の明確性、透明性が求められているときでもあります。

私も何回も経験があるわけですが、開発行為が着手されるたびに、町民の方に今度は何ができおるとなと幾度も聞かされました。地域の発展開発に非常に敏感になっておられます。

本町の開発行為の整備につきましては、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき、実施されているところであります。

そこで、1点目の質問でございますが、開発行為の申請から許可、完成までどのように行われているのか、流れをお示しいただきたいと思っております。特に賃貸住宅を例としてお示しいただきたいと思っております。

また、大型の遊技場が閉鎖された場合の跡地の開発のかかわりは、どのような対応になるのかお答えをいただきたいと思っております。

続きまして、2点目は開発行為等について、関係行政区、関係区域の住民の説明はどのように行われているのか、御説明をお願いしたいと思っております。

次に、3点目に移ります。3点目は賃貸住宅建設等地域開発が進めば、関係地域の戸数、人口はふえてまいります。このことは大刀洗町にとっては、生産年齢人口の維持、増加と町の活性化につながります。

一方では、子育て等、快適な住環境の整備は、当然に考えていかなければなりません。このままの地域開発いわゆる賃貸住宅の開発が進んでいる地域では、従来のコミュニティ関係施設いわゆる緑地公園、公民館、ごみ集積場に限界が見えてきます。

当然地域にできることは考えていかなければなりません。このことについて行政はどう考えておられるか、お示しいただきたいと思っております。

次に、4点目でございますが、開発行為等により及ぶ隣接自治体との調整、施設改善についてお尋ねするものですが、住宅開発が進めば当然人口の増につながり、通勤、通学等のライフラインの需要もふえてくるわけです。

甘木鉄道の今隈駅については、平成14年12月1日から開業をされていますが、この駅にト

イレの設備がありません。甘木鉄道でトイレがないのはここだけです。

1日の乗車人員は平均で100名を超えております。このうち6割方は通勤、通学者です。この今隈駅は小郡自治区内にありますが、利用の実態は周辺の住環境から見ても大刀洗住民いわゆる北鶴木、西大刀洗、山隈行政区の一部がほとんどと言っても過言ではないと思います。

先ほど申し上げましたように、北鶴木行政区を中心に菊池校区の住宅開発が進んでいる状況から、今後の乗車数もふえてくるのではないかと考えられます。

広域行政としての甘木線推進協議会のかかわりのあるところでもあります。利用の実態からいっても、大刀洗町が強く動かなければトイレの設置がないと考えられます。

さらに、同駅に向かうアクセス道路についてでございますが、大分自動車道路の両側に側道があり、アクセスとして利用されております。西側の側道に並行して自治境界線がありますが、これに街灯がなく、夜間に痴漢が出たとも聞いております。防犯の面からも街灯の設置をお願いするものです。

このように今隈駅に関する整備は、隣接の小郡市との協議は必要になると考えられます。町としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問はこれで終わりますが、ただいま申し上げました4点のことについて、御答弁をいただいた後に補足質問をさせていただきます。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、後藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の質問の開発行為の申請から許可、完成までの流れについてであります。まず建設課の担当者が開発業者へ開発行為等整備要綱について説明を行います。

その後、開発業者から整備要綱に基づく申請書、書類や図面や同意書などが提出されたことを受けて、建設課が役場内の関係各課を集めて連絡会議を開催し、各係より開発業者に対して指示事項を行います。町と開発業者の協議が整い、開発に関し支障がなければ開発許可を発行し、着工となります。

工事完了後には、計画図どおりに完成したか、担当者が完了検査を行い、支障がなければ検査済み通知を発行し、完了となります。

開発業者はこれ以降、賃貸住宅への入居を開始することができます。

次に、2点目の質問の開発行為等（廃止、閉鎖を含む）の行政区・関係区域の住民説明についてでございますが、これはあれでしょう、パチンコ屋が閉鎖した後にどうなったかということでしょう。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） そこにかかわらず、一般の賃貸住宅の開発も含んだところで言って

おります。

○町長（安丸 国勝） そこにかかわらずですか、はい。

開発整備要綱の規定では、開発行為等の施工意見書として、開発区域の属する区長と水利関係者から、意見を記入した書類を提出してもらうことになっております。

また、開発業者に対しては、開発区域の隣接地権者と関係者へ事業計画の説明、報告を行った結果を事前説明報告書にまとめて提出するよう求めており、このような手段を通じて関係のある住民の方へ説明を行っているところでございます。

議員が質問されましたパチンコ屋の廃止の跡はということですが、このことは開発行為により建築された大型施設などが閉鎖や取り壊された場合のことではありますが、この場合には開発行為等整備要綱に開発業者が町に報告する内容の規定がありませんので、開発業者からの報告等はなく、町としては実情把握ができていないという状況です。

次に、3点目の質問であります。開発行為等整備要綱の規制では、公園、緑地については開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合、開発区域面積の3%以上の公園または緑地を整備することとしております。

公民館については、開発区域の計画戸数が100戸以上の場合、集会場の敷地として330平方メートルの土地を確保し、町に無償譲渡することとしております。

ごみ集積場については、戸建ての分譲住宅地の場合敷地内にごみを置くため、問題はありますが、共同住宅の場合は、1戸当たり0.25平方メートル以上のごみ集積場を設置することとしております。

最後に4点目の質問であります。開発行為が2市町にまたがる場合は、それぞれの市町で開発行為等整備要綱の内容が違うため、開発業者は個々に開発行為の申請、協議を行っており、町として特に隣接自治体との連絡調整は行っておりません。

議員が御質問されました甘木鉄道、甘鉄の今隈駅舎のトイレでありますけれども、これは先日甘鉄に行って交渉をしましてまいりました。前向きに検討するということでもあります。

ただ、あそこまでは下水道が来てないんです。あの高速道路の向こう側までというか、ですから簡易トイレにするのか、ちゃんとした水洗にするのかでちょっとやり方が変わってくるんです。ですから、そのことはこれからの協議になります。もし、下水道を引かないということになれば、簡易トイレということになります。

それから、アクセス道路というか、あの側道を使ってるんですね。あそこに街灯がないから危険だということでしょうけど、実は22、23、24年で全部町中の街灯をつけたんです。そのときに要望していただいとれば、大体そのときにつけられたんですよ。

ですから、ちょっと残念ですけれども、要望でありますから検討して危険なところであるとい

うことであれば、設置するように検討はしたいと思います。

ただ、小郡側のほうはちょっとうちというわけにはいきませんので、そう簡単にはいかないだろうと思います。要望はしますけど、ちょっとそこら辺は余り期待しないでください。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 一つは、例の具体的に言えばパチンコ屋のことですけれども、いわゆるあそこの広大な敷地が跡に残っております。それで、やはり周辺の住民の方は非常に気になるわけです。

あれだけの用地がやっぱり開発が終われば、今要綱にもないというふうなお話がありましたけれども、何らかそこに当初の開発時で、開発時に閉めた場合はやっぱり次の考え方なり、またそれをきちんと整理しておくという必要はあるかと思っておりますけれども、今後その辺の要綱をいろいろきちんと整理されるということはないでしょう。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かに、あのパチンコ屋が取り壊されて、どのようになるのかというのは随分私も質問受けました。

それで、地元の方たちも何ができるのか不安を持っておられたんです。そしたら、今のところはその一部は住宅になったりしてますけれども、後のことについて、その敷地の所有者にどういうふうにするのかというのを、行政からいろいろ問いただして何かというようなことは、なかなか難しいのではないかと思うんです。

ただ、基本的には開発の届けをうちのほうで受け付けて、何か事業をやる場合は審査をしますので、しばらくちょっと推移を見てもらわないとしようがないなあと思ってるんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） いろいろと難しい面もあると思っておりますけれども、次に何か開発は起きてくると思います。

そのときは、これは明らかに届け出の対象にはなると思っておりますので、そのときはその後につくられる施設については十分にやっぱり注目していただいて、あれだけの用地は滅多にできないと思います。

それと、あそこの用地が、地権者が4人ぐらいに分かれております。その辺の関係もありまして、非常に周辺の住民の方、もちろん近隣の住民の方、非常に気にされておりますので、その辺はよろしくしたいなと思います。

それから、先ほど賃貸住宅等が開発された場合に、既存の北鶴木行政区には公園らしい公園は

ございませんけれども、開発地域内のいろんな要件については整備要綱に示しておられますので、先ほどの町長の答弁のとおりだとは思いますが、しかしその以前から、旧来の集会所いわゆる自治公民館が今集会所がわりにしておりますけれども、その辺の影響はやっぱり大きいわけですね。

ただ、開発地域だけの問題やなくて、今後はやはり地域のコミュニティ化というか、その辺のことが非常に課題として起きております。いわゆる町長もおっしゃっているのは、地域づくりの観点からその辺は大変重要なことじゃないかと思えます。

先ほど私が質問の前に示したように、非常に人口の増が予想もつかないような状況がございます。1年にもう80名から100名近くなってきております。

ただ、これは北鶴木行政区だけではなくて、今山隈行政区あたりでもいろいろ開発は進んでいると思えますし、そういうことを考えますと、やっぱりそういう賃貸住宅というか、そういうのは特別なことではなくて、高齢化が進んできてやはり農業の関係もございまして。

どうしても農業に、高齢化によって従事が難しくなってくれば、やっぱり後の生活のことを考えられるのがこれが普通だと思います。ですから、そういうことで賃貸住宅も多いし、また農地を手放してそういう住宅用地に、業者に任せるとかそういうこともあると思えます。

そういうことを考えますと、今後やはりそういう方向性は強くなってくると思えます。その賃貸住宅等の建設。

そういうことで、既存施設、北鶴木行政区に話戻しますけれども、今のような公民館のスペースでは、当然もうこれは明らかに今でも満杯でございまして。前にも私とその公園の関係について質問いたしましたけれども、公園広場もないまま、もちろん国道のそばですから非常に用地の地価はものすごく上がっておりますし、地権者の方もそう簡単に寄附とか用途に、地域の用途に供するというようなことは、これは難しい面があると思えます。

ですから、その辺はやはり行政が何らかの都市計画というか、そういうものをしていただいて、そして賃貸住宅の開発に向けておられる住民の方に、将来の生活をやっぱり安定させるためにもそういう面をきちんとした整理をしていただきたい、そういうふうに思うわけですが、そういう質問でしたわけです。

別に開発地域内のどれだけのスペースをきちんと整理しなければならないとか、そういうことじゃなくて、いわゆるコミュニティとしてのそういう旧来からの施設をどう思うかという質問でございまして。その辺はどうでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 以前にも後藤議員から質問があって、北鶴木には公園もないし、その辺もなにか整備する必要があるんじゃないかということは、もう前にも出ておりました。

実際、そういうことを実施するとなると、とても難しいというか不可能だろうと思うんです。

たしか、前のときには官衙遺跡の公園をつかってほしいってゆうて、そういうふうなたしか返答したと思うんですけど、町全体のことを考えますと、やはり人口を減らさないような仕組みをつくらないかんということで、いろいろ今地域づくりに取り組んでいるわけですが、全体的には今のところほとんど横ばい状態か、もうちょっと減ってもわずかなんですが、北鶴木あたりとか菊池校区のほうでふえた分で、どうにか余り減らないで推移しているというかそんなところですよ。

ですから、私が一番心配しているのは、今のところ貸家におられる方たちが、ただ保育所が安いので結構移ってきている人もいるというふう聞いています。学校に上がる時にみんな出て行ってもらったら困るので、なるべく大刀洗に住みついてもらうような仕組みを今後検討しなきゃいかんだろうということで、今いろいろこれからのあり方を検討しようというふうな準備をしているところです。

住環境、例えば新しく安くいい条件のところをつくるとか言ってもそう簡単じゃないんです。だから、非常に難しいんですけども、何らかの形で大刀洗に住みついてもらえるような仕組みを、やっぱりつくっていくべきだろうとは思っております。そんなふうにして努力していきたいなというふうに考えています。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 努力していただくという御答弁でございます。

実態としては、菊池校区、菊池小学校を見てもらえばわかると思いますけれども、児童は減りません。ふえて、ふえるということも、めちゃくちゃふえるということもないかもわかりませんが、実際に今北鶴木からも、アパート方面からの通学者というのはそれは多いんですよ、実際、実態は。

というのは、やっぱり子供を一回入学させると、そんなに転校なんて親としてはなかなかできないと思います。小学校、中学校ぐらいは、義務教育ぐらいはやっぱり今住んであるところから通わせたいというのが、これは普通の親の考え方ではないでしょうか。

そういう面では、そこで丁寧な行政施策として、そういうアパートに住んである方を含めて、やっぱり環境整備とかそういうやつをやっぱりきちんと整理していかないと、やっぱりその子たちが将来は大刀洗の担い手になるかもわかりませんし、なってもらわなきゃいかんわけです。

現在も大刀洗に住んでよかったという印象がないと、後に続かないと思います。

ですから、核家族化とか進んでおりますけれども、やはりアパートに住んである方も、ああ、やっぱり大刀洗町に住んでよかったなと、すばらしい環境があるなと、そういうことからやっぱり続けてどっか大刀洗に家を見つけて住みたいなと、そういう意思も浮かんでくると思います。

そういうことで、今後その辺のことも考えてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 答弁は必要でしょうか。

○議員（3番 後藤 晴一） それから、別ですけれども、甘木鉄道の今隈駅でございますけれども、先ほど22、23、24ですか、街灯の要望があったときに出なかったというお話でございますけれども、それはもう大変申しわけないと思います。

ですけれども、先ほど言いましたように、隣接自治区の地点はどうしても住んでいる住民を優先して、私が今度質問いたしましたこの通勤、通学者の問題、ここまでもどうしてもその考え方が回らない面もございます。

実態としては、大刀洗の住民の方がほとんどだろうと思います。先ほど言いましたように、ここに駅がございます立石の今隈行政区については、世帯数が350ぐらいです。北鶴木行政区は今780ぐらいになっております。倍以上です。

それから、駅の利用の今後の見込みを考えるなら、今までも西大刀洗の一部、それから山隈の一部の方はあの駅を利用されている。それと、あそこには駐車場がございませんから、本当に純然たる近隣の住民の方が利用されている。

西大刀洗駅については駐車場がございますけれども、あそこはやっぱり遠方からもあそこに来てとめられている方もありますし、大刀洗住民の割合からいってらどうかという問題もあります。

しかし、その辺を考えますと、やっぱり小郡、今隈区は小郡地区でございますけれども、そこら辺を含めてやっぱりいろいろ協議をしていただいて、そしてお互いが小郡市北浦区、あそこら辺一帯がやっぱり非常にアクセスも便利がいいところですから、今後はもうふえることはもう明らかです。そういう観点からでもやっぱり御検討をいただきたいと思うわけです。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今の500号線から入ってくる道路がありますね、駅に向かって。あの路線に大刀洗が下水道管を入れてるんです。それで、大刀洗が、今大刀洗側だけはつないでいるんですけど、道路の反対側は小郡なんです。そういうところを小郡市と協議して、税金でつくった下水道だからどうぞ入れてくださいと、入れてもらっていいですよということで今そういう協議もしてます。

ですから、何もそういういろいろ一切こう何か、そんな交渉してないとかそういうことはありませんので、ちゃんとやっております。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） いろいろと御協議、それから交渉等はやっていただいているようでございますので、今後ともより強く小郡市、大刀洗町の発展のためによろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど言いましたように、北部地域の住宅開発は先ほど言いましたようにアクセスも

非常に、福岡、久留米、あっちの方面についてはいいわけですから、国道も通っているし甘木鉄道もあるし、そういう関係で開発は今後進んでいくと思います。

一方、大刀洗においては、いわゆる南部地域はやっぱり農業のいろんな問題もありまして、やっぱり思うように人口増というか、そういうわけにはいきませんので、やっぱりそういうアクセスのいいところはやっぱり大刀洗町の宝でもあります。

この宝をやっぱり生かすというか、その辺のことを考えた町政といいますか、そういう施策の運営をしていただきたいと、そういうふう思うわけでございます。

その辺でどうでしょうか、その辺は。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かに言われるとおり、人口をとにかく減らしてないという、大きく貢献してもらっていますから、いろいろ考えていく必要はあるだろうと思っています。今後しっかり取り組んでいきます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） とにかく、非常に難しい問題もあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで後藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時26分

.....

再開 午前10時40分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き再開いたします。

7番、安丸眞一郎議員、発言席よりお願いします。

なお、大項目が2つ出ておりますけれども、関連がございますのでこれは一括で質問をしていただきます。

なお、資料の説明資料の配付の申し出がっておりますので、資料の配付をしていただきます。  
安丸議員。

7番 安丸眞一郎議員 質問事項

安全・安心の街づくりの観点から

1. 消防団団員確保に向けた町の取組みについて
2. 役場職員を対象にした本部分団設置について

○議員（7番 安丸眞一郎） 許可をいただきましたので配付させていただきます。（資料配付）  
議席番号7番の安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり安全安心のまちづくりの観点から、消防団に関する質問を2点について、町の取り組み、考え方を問うものであります。

まず1点目は、消防団員の確保についてであります。地域防災の要である消防団の団員確保が、全国的に厳しい状況になってきております。

1月29日に福岡のガスホールで開催されました消防庁、福岡県主催の消防団員入団促進シンポジウムにおいて、10年前に比べて団員数が6.7%減少しているという報告がっております。

中でも、約7割が被雇用者いわゆるサラリーマン団員ということであります。このことは大刀洗町においても例外でないと思われます。

こうした中、消防団を中核とした地域防災力の充実、強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、昨年臨時国会において、議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律いわゆる消防団支援法が成立し、12月13日に公布施行されたところであります。

同日、消防庁から各都道府県知事宛てに発せられました通知によりますと、消防団の強化については、地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在であると規定された趣旨を踏まえ、各市町村においても消防団への加入促進、公務員の消防団員との兼職に関する特例、事業者の協力等々、消防団の強化をより一層推進してくださいとあります。

皆さんに配付している資料は、1月17日に開かれました菊池校区の区長と4分団の会議で出されたデータをもとに作成したものであります。

現在、大刀洗町消防団の各分団員は、正副分団長を除くと20名の構成となっておりますが、4分団の場合、今年度見ていただきますとわかりますように3名の欠員のままであります。

4月の6日に入退団式が予定されておりますが、5年間在籍の団員5名は原則退団されますので、それぞれ補充が必要となってきます。行政区によってはごらんのとおり4名の団員確保が必要となってきます。

世帯数は多いが町外に勤めている住民が多く、またライフスタイルの変化、価値観の変化等々によって団員確保に大変御苦労されております。

年々消防団員が減少している原因として、地域の方々に消防団の役割や活動内容が、正しく理解されていないことがあるのではないのでしょうか。

町としても、これまで以上に広報施策を強化すべきと考えますが、町のこれまでの取り組みも含めて問うものであります。

次に、消防団協力事業所表示制度についてであります。

これは消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成18年度より、消防団活動に協力している事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度を構築して、市町村等に対して導入推進をされているものであります。

地域防災体制をより一層充実させることを目的としたもので、認定を受けた消防団協力事業所は取得した表示証を事業所に掲示できるほか、自社のホームページなどでも公表できるものですが、最近では協力事業所に対して入札参加資格にかかわる加点などの優遇措置をしている自治体もあるように聞いております。

消防団員確保に向けた有効的な施策と考えますが、本町における取り組みはどのようになっているか問うものであります。

次の大きな2点目の役場職員を対象とした本部分団設置についてお尋ねいたします。

本部分団設置については、日中の火災への補完を初めとした消防団組織体制の充実強化を目的に設置されるとのことで、初めにふれましたように4分団に限らず、町外などへ勤めている団員が多くなっている今日において、地域防災体制がより一層充実することから、本部分団設置にされることについては有効的な施策と考えているところで、大いに賛成するものであります。

なお、本件に関しては、一般質問通告後の全員協議会での事前説明を受けて解明された点もありますが、再度になる項目もありますけれども、次の点についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、本部分団の組織体制はどうされるのか。2点目は、ポンプ車については本年度更改される予定の、4分団の更改前のポンプ車を使うということですが20年経過しております。安全面での問題はないのか。3点目、火災出動となると、窓口対応中に出動することも考えられます。住民の皆様への十分な理解が必要になってくると思われれます。あわせて業務への影響、団員以外の職員の理解等々が考えられますが、どのように進めていくものか問うものであります。

以上で1次質問を終わります。

なお、答弁については、議長が先ほど申されましたように関連しておりますので一括で結構です。よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 安丸議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の質問の消防団は地域防災力の要であるが、団員の確保が難しくなっている。消防団の必要性や団員の確保のため、町としてどのように取り組んでいるかについて答弁をいたします。

消防団は自らの地域は自らで守るという精神に基づき、平素はさまざまな職業に従事している

地域住民が、火災などの災害発生時には非常勤の地方公務員として災害に対応する組織であり、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしております。

一 昨年の北部九州豪雨においても、床島地区の冠水被害に際し、消防団が昼夜を分かたずことなく4台の消防ポンプ車を駆使して排水作業を行い、大きな被害の発生を未然に防止することができました。

昨年12月に成立施行された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律においては、消防団について欠くことのできない代替性のない存在として、抜本的な強化が求められているところであります。

団員確保の取り組みについては、平成24年度を集中的広報活動の年として、1年を通じ、消防団の行事を広報紙に大きく取り上げるとともに、災害現場での活動の様子や団長と新成人の対談を行うなど、趣向を凝らした取り組みも行っております。

また、昨年10月19日には、映画「ふるさとがえり」をドリームセンターで上映し、脚本家の栗山氏や大刀洗消防団長などをパネラーに迎え、パネルディスカッションを開催いたしました。

この映画は、消防団と町の人々のドラマから地域におけるつながりを描き、一つ屋根の下、大家族のようなふるさとの姿を描いた物語でありまして、来場者からも多数の御感想や御意見をいただくなど、このイベントを通じて地域の絆づくりにおける消防団の働きを確認したところでございます。

このほか1月から3月を消防団員入団促進キャンペーンと位置づけ、消防団員加入ポスターを各分団の車庫や人の集まる駅、商店などに掲示し、団員確保に努めているところでございます。

次に、2点目の質問の消防団協力事業所表示制度があるが、大刀洗町の状況及び取り組みについて問うということですが、この制度は消防団活動に協力している事業所の功績を世間に知らせるものでございます。

特別の休暇制度を設け、勤務時間中の消防団活動への配慮、従業員の入団を積極的に推進するなどの取り組みを通して、当該事業所の信頼性の向上にもつながるものとして、市町村などへの取り組みが推奨されているところでございます。

当町においては、これまで団員の組織率が比較的高く、今のところこの制度への取り組みは考えておりません。

しかしながら、消防団員の被雇用者の割合が7割を超える状況にありまして、消防団の組織体制の充実強化を目的に、町職員で組織する本部分団を新たに設立するため、条例の一部改正案を本議会に上程しているところでございます。

次に、もう一つの大項目の質問、役場職員を対象にした本部分団設置についてであります。まず1点目の質問の組織体制についてですが、本部分団長を筆頭に機械員6名、一般団員3名の

合計10名体制でございます。

分団長には消防団員の経験を有する者を予定しておりまして、機械員にも経験者を1名配置する予定でございます。

また、一般団員については、女性団員を配置することとしております。

次に、2点目の質問の更改される4分団のポンプ車を使用することについて、安全面の問題はないかという質問であります。これは議員が言われたように4分団の車を替えますので、その4分団の車を使用するというので考えておりましたけれども、実は国からただでくれるということがありまして、申し込みましたら大体当たっているようです。かなり立派な車で2,000万以上するそうです。

それですから、多分間違いないと思いますのでもう心配ないと思います。

最後の3点目の質問の消防団活動の業務への影響、職員の相互理解、住民への周知について答弁をいたします。

まず、業務への影響については、これまでも多くの職員が各分団に入団し、活動してきており、組織の風土として消防団活動への理解には十分に醸成されてきておると思います。

しかしながら、今回一定数の職員が本部分団として加わることから、団員が一部の部署に偏ることがないように、業務の特性も考慮しながら配置することを予定しております。

また、住民への周知については、広報紙やホームページなどを通して、本部分団が新設されたことをお知らせしたいと思っております。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今の答弁で大体わかったわけですが、まずやはり1点目の団員確保に向けての広報活動の関係、これについてはいろんなドリムホールでの、先ほど答弁のありましたように、映写会とか成人式での本部団長との対談とか、そういうことを取り組みされているというのは十分理解しておりますが、ある意味やはり映写会とかになると、町民の方が興味があるから出かけるというふうになりますから、こちらから出向くという方法も考え、具体的に言えば以前は小学校の運動会の中で、昼休みを使って操法展示があったりとかいうのもあったかと思えます。

小学校の場合は、いろんなプログラムの中で時間的設定が難しいかと思えますけれども、せっかく本部分団が設立されますから、できれば10月の町民体育祭の中でのポンプ操法展示とか、今こうやって役場職員も頑張ってますよということを町民の皆様にやはり知らしめる、知っていただくとか、そういう機会を是非とも多く持っていただきたいと思っておりますけど、そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

本部分団が4月に設置予定となっております。このことをもって住民の方にも知っていただく、そういった意味で10月の町民体育大会でのポンプ操法の展示、こういったものについてどうかというふうなことでございます。

本部分団は先ほど町長が申されましたように、日中の火災に対して迅速に対応できるようにと、ある程度団員を絞った形で設立をしていくものでございますので、経験者も含まれておりますけれども、まだまだ経験のない団員のほうが多いという状況でもございます。

そういったところで、今後は早く実践にむすびつくような訓練なり、そういったところを進めていくこととしておりますが、その10月の町民体育大会での操法展示につきましては、団長あるいは各分団のほうともいろいろ御意見をいただきながら、そういったところを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

今課長の答弁のように是非、そこらあたりは、いきなり本部分団の操法展示というふうにはならないかと思っておりますけれども、やはり分団長とも各分団員とも相談しながら是非、そういう機会を設けることで、やはり消防団、これだけ頑張っているんだということを理解、町民の方々にやっぱり知っていただく機会といいますか、そういうことがひいては団員確保にもつながる一つの手段ではないかなというふうに思っておりますから、是非ともそこらあたりを検討していただきたいというふうに思っております。

2点目の町長が言われました消防団協力事業所表示制度の関係です。

これは消防団支援法を受けまして、福岡県知事も、さらにこの制度というのは広く市町村に勧めていくということも言われておりますし、先日の西日本新聞の中でも、そのことについてはインタビュー記事が載っていたかと思っておりますが、答弁の中ではこの表示制度については町長は考えてないということですが、これは逆に進めていってもらいたいというふうに思っております。

なぜかといいますと、やはり現在の団員も既に町内の事業所に勤めている方もありますし、そういった意味からもその勤めている事業所にこういう制度がありますからということで理解をしていただくことによって、団員も日ごろの、今も支障ないかもわかりませんが、より以上に消防団活動に従事することができますし、またこれは国も勧めておる制度でございますから、是非そのところをもう一度考えていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 団員の確保というのは本当に悩ましいんですね。

実は私の息子も消防団員ですが、もうことしで5年、丸5年になるのでやめるつもりでいたけど、後入る人がいないから結局やめられないんだそうです。

そういうことで、区長さん、それぞれの区長さんたちも大変だと思うんです。何か本当にこう、まあ、こういうのも一つの今言われているような、何か例えば建設会社あたりに勤めている人で何か入れるような人がおれば、確かに何か幾らか点数をプラスするとか、そういうことで可能性があるかもしれません。その辺のことはちょっとこれから検討したいと思います。

ただ、入らなければ入らないで済むという、そういうあれもあるんですね、何か気持ちがね、みんなにね。

だから、もう一つ何か、この映画もやったりしましたが、ああいうのも確かにもうちょっと多くの人に見てもらいたいなと思うんです。ですから、ただ呼んで来てもらうだけじゃなくて、議員が指摘されたように出かけて行って上映会をすとか、そういうことも考えていきたいなと思います。

今の件についてはちょっと検討させていただきます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

検討するという町長答弁が出ましたので、ぜひとも6月議会までには何らかの形で方向性を出していただきたいというふうに期待しております。

ということで、次の点に移っていききたいと思います。

日中の火災の関係で、補完する意味で本部分団ができるということで、皆さんにお配りした資料は、これが4分団の実態であります。この行政区の左側のA B C Dというのはあえて伏せておりますけれども、菊池校区に4つの行政区がありまして、それぞれ各行政区の中から5名ずつの団員が出ておられます。

そういう中で、団員でいけばこのようになって、その次の火災出勤率ですけれども、これは25年度の1月、ことしの1月11日現在のデータでありますけれども、4分団が火災の際に出勤したのが4回あったそうであります。

その中で日中火災が3件、夜が1件、出勤率のところを見ていただきますと、全ての火災に出勤できた団員が4名であります。この方々が全て5年継続の団員の方です。

つまり、今町長の息子さんは次も残られるようなことがありましたけれども、要は、原則は先ほど申し上げましたように、5年経過したら退団するというのが4分団のこれまでの流れですけれども、そういう事情の中でもう一年残ってくれという、区長さん、団員からの相談もいろいろ

あっているようです。

そうして見ますと、もうやはり昼間の火災が3件起きとるんですけれども、要は残りの方が結局は昼間の火災に対応できてないということなんです。

ですから、そういう意味からすると、今回役場の職員を中心とした本部分団ができるというのは、大いにいいことだというふうに思いますけれども、もう一つはやはりここで問題になってくるのは、一番下のDの行政区なんか特に26年度はもう団員が1人しか、現在の団員が1人なんです、今区長さんが団員と一緒に4名の団員を確保するというのに奔走されております。

こういう状況がありますから、先ほど町長御答弁がありましたように、積極的にやはりこの必要性も含めて、強力に進めていかないけんというふうに思いますし、町内の事業所への協力要請も進めていっていただきたいというふうに思っているところです。

それで、2点目のポンプ車については、もう少し詳しく突っ込んでいこうかなというふうに思ってたんですけれども、余りにも、新車が来るといふ御発言がありましたので、それは具体的にはいつ入って来るんでしょうか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 安丸議員の御質問にお答えいたします。冒頭町長から答弁があった部分のちょっと補足ということになります。

正式に言いますと、このポンプ車、一応予定されているタイプとしては、救助資機材搭載型消防ポンプ車のオートマチックの種別です。

消防庁からお話があった分は、正式に言いますとこれは無償貸付ということになります。消防庁が指定する期間内に貸付されるということですが、特にその期間というのは明示されておらず、恐らく想定するには基本的には長期借りれる形なんだろうというふうに想定しております。

車両登録による初期費用のうち、自動車重量税と自動車損害補償の保険、これに関する費用は地元市町村負担、それと車両と資機材の維持管理費についても市町村の負担ということになっております。

スケジュールで申しますと、消防庁が示しているスケジュールでは、平成26年10月ごろから平成27年2月下旬ごろには、借り受けする市町村と受け渡しをしたいというふうなことが示されておりますので、それまでには、その間は更改される4分団のポンプ車を使用するという形になるかと思えます。

それと、つけ加えますと、そもそもこの貸付について幾つか全国的に手が挙がった、県内でも手が挙がっておったようなんですけれども、恐らくうちの町が多分採択予定というのは、消防団のいわゆる増強、いわゆる本部分団をつくるということで、その増強するという部分が評価されたの

ではなかろうかというふうに想定しております。

実際申し込むときの意向調査にこういうふうなことを書いておまして、ですのでこの新しいポンプ車、例えばほかの分団にという考えもなきにしもあらずなんですけど、やはり消防庁のほうに出したこの意向調査に基づく、本部分団で使わせていただかないといけないのかなというふうなところで考えておるところでございます。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

新しいポンプ車が国から無償貸与されるということは大いに結構なことですけど、それまでの期間は更改前の4分団のポンプ車を使われるということです。

これについてはもう、安全面については十分問題ないということで捉えておってよろしいですか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 安丸議員の20年を経過した現在第4分団が使っておられる消防ポンプ車を、その間使用するということについて安全面はということでございますが、第4分団の消防ポンプ車につきましては昨年車検を行っております。その関係で2年ごとの車検ですから、当面一、二年は使用に耐え得るものと思っております。

ただ、これまで故障もかなり多くなっているというふうなことを聞いておりますから、先ほど町長、副町長のほうからポンプ自動車の貸し出しのお話がありましたけれども、それが出る以前につきましては、場合によっては次の分団が買い換えを予定しておるのを繰り上げて、その買い換えを早めるというふうなことも一部考えてはおりました。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

それでは、本部分団の関係の組織体制というのは、先ほど答弁ありましたからそれでわかりますが、現状の応募状況なり、この前の全員協議会以降の何か変化があったらそれをお願いしたいんですが。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 安丸議員の質問にお答えいたします。

予定しております10名はもう全てそろっております。

内訳で言いますと、基本的には町外の者をということで、御説明させてもらっておるところですけれども、分団長は経験されている、リーダーシップを持てる方ということで、町内の課長を

お願いしているところでございます。

あと機関員、残りの6名が男性なんですけれども、このうちの1名が町内の者ですけど、それ以外については町外の者で充てているところでございます。

なお、先ほど言いました町内の者については、この団員を選ぶ上で、最初は公募、庁内公募、その後に足りない部分については一人一人ピックアップして声かけさせていただくような形ですけど、最初の庁内公募に手を挙げた者でございます。この町内者に対してはですね。

その気持ちを酌み取りたいということで、町内者でありますが入れておるところでございますが、今後地元消防団のほうからお声かけ等があれば、この消防団員についてもそちら優先で対応してもらおうように話しているところでございます。

なお、一般団員の女性については、特に町外ということでは設けておりませんでしたので、3名中の2名は町内の方ということで充てているところでございます。

この団員を充てる上において、やはり仕事にそもそも支障があるとなかなか難しいところございますので、ある程度各課に均等に配分できるようにということで、バランスを考えながら配置させてもらったところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

本部団員がそろったということは、よかったというふうに安心しておりますけれども、最後のところの質問ですけれども、やはり応対中の出動とかも考えられますから、そこら辺、十分な事前の町民の理解も必要になってくると思います。

そういう中で本部分団に所属しとる職員に対しての、例えば名札をつくるとか、腕章をつくるとか、そういったことの考えはありませんか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

職員いわゆる職員団員について、この職員は消防団本部分団の団員ということがわかるようにというふうな何がしかの対応をとということですけども、現在はそのことはちょっと考えてはおりません。

業務への影響等につきましては、もう既に取り組んでいる自治体がございますので、一つの自治体に問い合わせをさせていただきました。

その同じく町でございますけれども、もう以前から、大分前から本部分団があるということで、庁舎内には火災が町内に発生すれば、それはもう町の職員ですから、当然消火活動に当たるというのはもう十分醸成されてきているから、そこについては住民の方々も十分御理解はいただ

いているというふうなことで、大刀洗町が26年度から本部分団を設立をしまして、何かあったときには駆けつけるということについては、しっかり頑張ってくださいというような応援のメッセージもいただいているところでございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

きょうは9の方が質問に立たれますから、できるだけ午前中に終わるということ、1人でも多くなるようにと思ひまして、これで終わりたいと思ひますけれども、最後にやはり安全安心のまちづくりのために、住民の皆様の生命、財産を守る立場で、これから本部分団の方々が一生涯懸命頑張ってくださいをお願い申し上げて、これで質問を終わりたいと思ひます。

○議長（長野 正明） これで安丸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、11番、山内剛議員、発言席よりお願いいたします。山内議員。

11番 山内 剛議員 質問事項

1. 町内既設企業の実態について

○議員（11番 山内 剛） 11番の山内です。さっきから企業関係のことが質問に出ております。

それから、その後もまた出ますけど、私の場合はこの質問に書いておりますように町内既設企業、今ある企業の実態についてをお伺いしたということで、それはまず大きく分けまして2点、まずは企業の実態、要するに所在地とか規模等は町として把握してあるのか、これが1点です。

それから、第2点は企業が撤退される、困るんですけどもそういう場合もあるわけです。撤退のときはいかなる報告があるのか、把握ですね、それと今度は撤退した後に同じ会社がまた業種を変更されて何かをやられることもありましよう、それからまたその場所に新たな企業も来ることありましよう、いろいろなケースがあるかと思ひますけど、大きく分けましてこの2点、この2点を町としてはどのように把握してあるのかということをお伺いしたいわけでございます。

第1回目の質問はこれで終わります。あとは、お答えによってまた順次させていただきます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、山内議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の質問の企業の実態は把握しているのかということですが、企業の実態については、正直に申し上げまして町の担当課で把握することは難しいものがあります。

町内に事業所が設置された場合は、税務課に法人等の設立設置申告書が提出されますが、議員も御存じと思ひますが、個別法である地方税法第22条により、税務担当職員には秘密漏えいに関して重い罰則規定が設けられております。

これは税務職員の職務内容の特性によるものでございまして、税務担当職員以外が税の賦課、徴収事務で知り得た内容を利用することはできないと解されております。

また、事業所の把握手段として、各種統計調査が実施されておりますが、これについても統計法により、統計調査の目的以外に利用することができないこととなっております。

このようなことから、現時点で有効な企業の実態把握方法はなく、議員御指摘の正確な所在地、規模などについては、法務局での登記簿調査や民間の信用調査会社による調査結果の購入によらなければ難しい状況でありまして、現在県の企業立地課が実施する産業用地調査等に合わせて立地企業の実態把握に努めているところでございます。

次に、2点目の質問の企業の撤退及び業種変更した場合または同一場所への新規企業進出が生じたときは、いかなる方法で実態把握しているかについてであります。先ほども答弁しましたとおり、町として企業の撤退や業種変更について、現時点で有効な実態把握の方法を持ち合わせておりません。

しかしながら、一定の要件はございますが町の企業誘致奨励条例において、事業所の新設、増設には固定資産税の課税免除を行っておりますので、新設、増設を検討している企業から、奨励内容についてのお問い合わせをいただいております。

こうしたことから、全てとはまいりませんが、一定程度の実態把握にはつながっているものと考えております。

以上で、山内議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 今の答弁を聞きますと、基本的に調査はできてないということと  
思います。

それと、確かにまた新しい企業とか、業種変更されてまたされるとかっていうのは、また後々には税務法関係でまた来るからわかると思いますけど、問題はそのほかのやつをどうするかという  
ようなことで、私も非常にこれは難しいかなと思ひまして、ついせんだって商工部のほうにち  
よっと行きまして、中小企業振興課か、それともう一つは企業立地課のほうへ行きまして、県は  
大体どんなことをしおるとかなと思ひまして行きまして、もう率直に尋ねたら、いや、それ困っ  
ておりますというようなことを県のほうも言ひまして、県のほうはちょっとワンクッションあり  
ますから、私のほうは、それやけわからないところは市町村にお尋ねすればいいですよというよ  
うなこと、ところが市町村がわからないんですよというようなことも私は言ひてお話ししたんです  
から、県の場合は特に北九州とかああいう工業等がある工業地帯なんか、エリアが大きいところは  
連絡協議会か何かを組んでおるらしいです。

ですから、逐次年に1回か何か会議をやつて、今度はこの企業が撤退します、どこか入つてき

ますとかそのまま、そういうやつはやっておるといような、それであとは県のほうも言うことが他力本願といいますか、市町村の方が担当者の方も大変ですけど、もうちょっと頑張ってもらわないかところもありましようかねといようなことで、私たちは今考えておりますといようなことなんです。

と申しますのは、一つはうちでも企業立地融資誘致会とかございます。こういうところがもう何か会議を1年に1回ぐらいやってあるから、恐らくわかると思うんです。

これは私の提案ですけども、やはり毎年その担当者の方が行って、ここ企業がなくなった、いや、今度は新しいのが来たといようなのもまたこれもあれやから、何かしら余り過重にならないよな連絡会を、2年か3年、3年に1回ぐらいつくって、どういふあれになつとるかといようなをつくるのは、私はよくないかといようなことをこの前、県のほうでも、私が県のほうにちょっとそうしたらよくないんじゃないかなといようなことを、私も話してきたわけでございます。

ですから、非常に法律の問題とかいろいろございますけど、そこら辺、今後やっぱり何か進めていかれるもんかなと思っております。

それで、今うちに法人税を納められておる一応会社243社ですけど、このうちやっぱり自宅で構えて、構えてやられるよなところもこれに入っておる、そういうとは私はちょっともう別と考えるといいと思います。

ですから、あと77社といようなのが大体、一応何人かを雇って資本金が何名とか、こういう中小企業の定義はあるわけなんですけど、この77社ぐらいは何かこうやっぱりつかめないと私はいけないかなと思っております。

と申しますのは、一つは、例えば出てもらっちゃ困るんですけど、企業が出て更地になるわけです。これはもう開発行為はもちろん要りません。もう自分でエリアの範囲ですから、と、やっぱり住民の方々不安ですね、あらっ、あの業者がやめられてどこかへ行かれた、後は何が来るであらうかといようなことになってくりやせん。

たまには、あらっ、何かコンクリート打ってあるなとか、こういうよなそういう、これも内面的な環境問題とも言われておるぐらいなことでございますから、何か過重にならないよなで何かそういうやつを、何か産業課長、私のほうを、ちょっとお顔見えた、何か考えたら、ちょっと一言どんなですか。産業課長かどなたか課長さん、ちょっと。

○議長（長野 正明） 御指名、矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 山内議員さんの御質問に、回答になるかどうかわかりませんが述べてさせていただきます。

今商工会に、産業課ですから商工会とは連携が深いんですが、商工会の報告によりますと、実際商工会に加入してある方が今300ほどいらっしゃいます。

残り140名の方が大刀洗町に企業を起こしてある方というふうな報告を受けております。じゃあ、その140名の方はどういうふうにして探されたかとか、その数字がどういうふうにして出たかというのは、県の統計等々がございますから、それによって県のほうから合計で440ぐらいの企業があるということ、その報告を受けてあるということなんです。

商工会としては、その140をいかに町の商工会に取り込むかということで、いろんな情報を集めて、今後情報を集めてそういった方に商工会に入っていただくようお願いをするというようなことを、その報告を受けております。

議員さん、山内議員の御質問ですが、そういった77中小企業、数字で言われましたけれども、そういったものを、じゃあ、どういうふうにして把握するかというふうなことになりますから、私が思うのには商工会に加入してある状況と加入されてない状況の方を、一緒に連携して調査をして、なるべくじゃないですが、そういった組織に入っていて、その状況がわかるようにしていかなければいけないというふうに思います。そういう状況であればですね。

ですから、今後商工会と連携して、繰り返しますけれども産業課といたしましては、そういう取り組みを行いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） そうしますと、今商工会のほうは何がしかしらは、そういう出入りの関係はつかんであるわけですか、そういう。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 300については、もちろんつかんでありますけれども、残りの、地域として企業がある140についてはないということなんです、手元にはですね。

ですから、例えば、これ例えばですけども、クロネコヤマトとかああいったところにも情報を持っているということなんですよね、企業の名前であるとか、住所であるとかはですね。

ですから、そういったものが法にふれない場合においては、何か情報がもらえるというような情報が買えるか、情報がもらえるとかというふうなことも商工会のほうから聞きましたから、そういったことでまず情報を集めて、そして中に入っていくというようなことでございますので、今のところはございません、はっきりした140のその企業名とかにつきましてはですね。ただ数字がわかっているということでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 他企業から情報を得るということは、まさしくこれは法律的にもちょっと問題があるかなというような感じがするわけです。

それで、やはり町独自で何が、どういう方法がいいかというようなことを考えながら、やはりある日突然私の近くが、あっ、なくなったと、そしてある日突然何か入ってきたと、もう入って来るのはもちろんいいんですけども、そこら辺の何かこう、やはり来て、企業さんとも、一つはやっぱりこういうこと、こういうことをすることによってやっぱり地域に入っていて、企業さんも長くおっていていただくと、そしてその企業さんからまた他企業の方にも、うん、大刀洗いいところよ、地域もよく企業のことを理解してあるとか、そやけ私は最初も申し上げたように、企業さんを来てもらうため、ずっと居ていただくためのただその調査ですから、そういう位置づけで考えとるわけです。

確かに、よそなんかの事例でも、ちょっとこれは聞きましたけど、市町村はちょっと忘れましたが、やっぱり地域でそんなふうなことをやって、この市町村は非常にいいと、それで口伝えに聞いて今度はここに行こうかというようなそういうことにも、ただ把握するだけじゃなくて何かあると思います。

私もいろいろ考えようと今から思っていますけど、何か副町長、そういう何かいい案あったら一緒に考えていきましょう、ちょっと答えを、副町長お願いします。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 山内議員の質問にお答えいたします。

済みません、御指名いただいてありがとうございます。

ちょっと今私も突然のところで妙案は持ち合わせておりません。

ただ、町長、産業課長とも話し合いながら、そして山内議員とも相談させていただきながら何かないか、一緒に考えさせていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） なかなか実態を把握するというのは難しいことなんです。

それで、今誘致企業等が年に1回会合を開いておりまして、そしてドリームまつりなどに参加してもらっております。協力してもらっています。ですから、その誘致企業会みたいなの、あの会をもっと広げていく必要はあるだろうと思っています。

全体をつかむというのはなかなか難しいと、今のところは難しい課題であるというふうに思います。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） それでは、最後に私から提案をさせていただいて終わりにいたします。

今ちょうど地域でもそれぞれ校区で地域づくりをやっています。それで、やっぱり各地域でそ

の中に輪の中に入れてもらって、やっぱりその把握をしながらするとも一つのいい手かなと思って、いきなりもう、いきなり何でも町でおたくはこうこうこうというのはなかなか進みません。

やっぱりじわじわっとじんわりといくのが、やっぱり何でも相手さんとも仲良くなる、しかもちゃんとおっていただく、調査もされるという、こういうのが私は絶対いいと思うから、私具体的に今から考えますから、ぜひ町長、担当課長さんやいろいろおっしゃっていただいて、やったらどうかなど。

そして、何かのときも、地域づくりに催しがあるときも入っていただくというようなことで、もうそういう中でちゃんと私が思っているような、どこに行かれたとかそれもわかってくるし、むしろこうなってくると1社が2社にふえるというような可能性もありますから、やはりそこら辺も私は思いまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これで山内議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、1番、平田信将議員、発言席よりお願いします。平田議員。

**1番 平田 信将議員 質問事項**

**1. 企業誘致による雇用と税収の確保について**

○議員（1番 平田 信将） 議長の許可を受けましたので質問いたします。

私は、企業誘致への取り組みについてお尋ねします。

このことにつきましては、平成24年の9月の議会で質問したところではありますが、私はその後の国の財政状況や周辺の市町の動きを見て、再度質問するものであります。

2013年度の国の一般会計の当初予算の額を見ますと、予算総額9兆6,000万円に占める税収の割合は46.5%で、赤字国債などの借金の割合が53.5%となっており、借金が税収を大きく上回っています。

一方、歳出では社会保障費が2兆9,000万円で31.4%、地方交付税交付金が1兆6,000万円で17.7%、借金の返済に充てる国債費が2兆2,000万円で24%、その他が2兆4,900万円で26.9%となっております。社会保障費が予算の3分の1を占め、また借金の返済のための費用が予算の4分の1を占めています。

このような状況の中、財政再建のために社会保障費や交付金、補助金などの抑制の動きが出ています。

社会保障費は、団塊世代が全て75歳を迎える2025年度には1兆4,900億円にまで膨らむ見通しとなっており、また2015年度実施予定の保育所拡充など、子育て支援制度の実施には毎年1兆1,000億円が必要になる見込みで、これには消費税から毎年7,000億円が充てられることが決まっています。

しかし、毎年4,000億円が不足する計算となっています。

また、厚労省は2015年度までに特養入居補助を削減して、所得によって自己負担を増加し、特養入居基準も現在の要介護1から要介護3以上に限定する方針を審議会に示しています。

さらに、高齢化でふえ続ける年金、医療、介護など社会保障の費用に充てるため、また借金まみれの国の財政を立て直すことを目的に、この4月から消費税が3%引き上げられ8%に、さらに2015年10月からは10%に引き上げる予定であります。

国の借金である国債や借入金の総額は、昨年12月末で1,017兆円に達しており、国民1人当たりの借金の額は800万円に上っています。

このように国の財政状況は極めて厳しいものとなっており、国は国民にさらなる負担を強いることになり、今後行政の効率化をさらに推し進め、一層の歳出削減を図っていくものと思われま

す。このため国は都道府県をなくし、県と国との二重行政の弊害を改め、より広域で権限の強い道や州に再編する道州制推進基本法案を今国会に提出し、5年以内に制度の実施を目指すとしており、再度の市町村合併も検討されています。

こういった中、小郡市は自主財源の確保を図るため、鳥栖市と連携して味坂地区に大規模な工業団地の造成を計画し、企業誘致を推し進めようとしています。

久留米市田主丸町は、平成17年に吉本工業団地にダイハツ九州久留米工場を誘致しており、今後さらにうきは市と連携して開発地区を整備していくとしています。

また、ダイハツ九州久留米工場は、ことし海外進出の拠点となる福岡県のグリーンアジア国際戦略総合特区に指定され、工場の増設を行い、大幅な雇用の拡大を予定しています。

また、広川町は、久留米市と連携して久留米市・広川町新産業団地を造成し、平成17年9月から分譲を開始して多くの企業が進出しています。

鳥栖市は、平成16年から24年にかけて、鳥栖ジャンクション南西部に県営事業で、総面積67.6ヘクタールの大規模な鳥栖流通業務団地を造成し、多くの企業が進出して、ほぼ用地は埋まっている状態となっています。

このような中で、周辺の市や町の平成24年度の企業からの法人税収の額を見ますと、朝倉市が8億3,300万円、久留米市が33億1,000万円、広川町が2億610万7,000円、うきは市が1億7,900万円、小郡市が3億1,600万円、筑前町が1億6,900万円、大刀洗町は7,500万円であります。

総額も1人当たりも、大刀洗町が最下位の状態となっています。

町長は、機会あるごとに平成16年の住民投票結果を引き合いに出されて、一郡一町を続けていくと強調されますが、これから財政運営が厳しくなる中、自主財源を確保することは極めて重

要なことであります。

平成22年3月に策定された大刀洗町の第4次総合計画には、地域に根差した商工業の発展と企業誘致の推進を掲げ、交通の利便性を生かした企業誘致を推進し、雇用の拡大に努めるとありますが、26年度の施政方針には企業誘致の取り組みが全く掲げられていません。

大刀洗町も将来の町の発展のため、町に専門部署を設けて実績のある久留米市などと連携し、久留米市・大刀洗町新工業団地を造成するなどして、国、県の規制緩和特区を視野に企業誘致を積極的に推し進め、雇用と税収の確保を図る考えはないか、町長の考えをお聞かせください。

今の子供たちが10年、20年後に一郡一町の大刀洗町に住んでいるとき、彼らへのメッセージとなると思います。しっかりした町長の考えをお聞かせください。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平田議員の質問にお答えをいたします。

専門部署を設けることについてであります。住民福祉の向上の観点から申し上げますと、町が取り組むべき課題は数多くあり、議員御指摘の雇用の確保と自主財源である税収の確保もその課題の一つであります。

しかしながら、現状での職員の状況などから判断すると、企業誘致のみを専門業務とした部署の設置は難しいものと考えております。

次に、久留米市などと連携して新産業団地の造成を図る考えはないかについてですが、平成24年3月議会で山内議員の御質問にも答弁しましたとおり、当町においては昭和49年から農村地域工業等導入法に基づき、企業誘致を進めてまいりました。

その結果、平成12年までに計画区域内に22社が立地しましたが、地域経済への変化に伴い、平成16年度に南団地、百部隊団地を合わせた約16ヘクタールに、計画区域を縮小したところでございます。

また、平成24年9月議会で平田議員の御質問に答弁しましたとおり、町が造成した用地への企業誘致については、平成23年1月に清涼飲料水メーカーであるローズサービス株式会社が、大刀洗町北部地区、南団地に進出したのが最後でございます。

議員の質問は、町が工業用地を先行造成して企業誘致を進めるべきだとの考えのようですが、以前の一般質問で議員に答弁しましたとおり、今の経済状況や職員体制など厳しい状況の中においても、ある程度の成果は上がっているものと考えておりまして、今のところ隣接自治体と連携し、新産業団地を先行造成することは考えておりません。

また、高樋地区においては、民間事業者による工業用地造成が行われておりまして、既に第1期工事が完成、分譲され、その1区画に本年1月から、株式会社、柳川合同県央営業所が事業

所を設置、新設しております。

第2期工事についても、今後計画的に進捗していくようでございますので、町が工業用地を造成するのではなく、この民間造成地に進出していただけるよう、町としては県の企業立地課と連携を密にしながら、側面的に企業誘致を進めていく考えであります。

前回の質問でもお答えしましたがけれども、24年度ね。大刀洗町は農地がほとんどです。農地でないところでこの企業を誘致するような、造成するような土地はありません。ですから、農地を潰してこういうことをするというのは、もう非常に難しいというか、まず不可能だろうと思うんです。

現実に今、大刀洗川沿いでやっている高樋の地区は、大体20年ぐらいうまくいなくて進まなかったところですよ。やっと開発にこぎつけてといいますか、手続が済んで今進めているところですけど、新たに町が先行取得して用地を造成して何かするようなことは、とても今の大刀洗町では無理だと思います。

それから、私が一郡一町にこだわってやるというふうに言ってるわけじゃなくて、住民投票で決まったことですよ。だから、それに合わせて頑張っていくのが私の立場です。もうそこら辺は勘違いしてほしくないと思いますけど。

それから、今町村会の役員をしておりますのでいろいろな情報もあるわけですけども、道州制についてはなかなか流動的で、これは簡単に進んでいくようなものではないと思います。

なぜかといいますと、税収の入りぐあいとか、そういうのが関東地域、あの辺に集中して、あそこら辺はいっぱいあるけど、この九州なんかは大したことないです、1割もいかないです。現実に具体的にになったら道州制は大変難しいと思います。

九州はたまたま一つで、こうぐるっと一つの島であれですけど、本州はこう切っていないかんとですね、その切りぐあいかもう大変難しいと思うんです。

ですから、道州制が何かえらい良いところがあるというわけでもないような気がしますし、そこら辺に期待して行政を行っていくというのは、推進していくというのはちょっと難しいと思います。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ、平田議員。

○議員（1番 平田 信将） 平田でございます。質問を続けます。

町長は農地の開発は難しいと頭から思っておりますけれども、いろいろ検討していただくというような、その専門家あたりとよく協議していただいて、少しでも開発の余地がないかを検討していただくようお願いして、やはり町の将来の発展のためには、企業誘致を図っていくことが重要であると考えますので、企業誘致を強く要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それと、さっきも答弁しましたけれども、ローズサービスという清涼飲料水メーカーが来たんです。今ここはほとんど自動でやりますから、人間を雇わないんです、ほとんど雇わないです。3名ぐらい雇ったのかな。

だから、今高樋地区もそうですけれども、来るのは流通関係ばかりなんです。製造業なんてほとんど来ないんですよ。

私は世話をしているといいますか、その開発を行っている不動産屋さんに言ってるんだけど、そういう流通業ばかりじゃだめだと、製造業を連れてきてくれと強く言ってるんですけどなかなか難しいです。

今はとにかく製造業はみんな外に出て、外国に出ていく時代ですから、もう平田議員が言われるように、確かに努力はせないかんかもしれんけれども、もう今の時点で農地をね、もうそれはえらい難しいです。

鳥栖インターの付近は、佐賀県があんだけ、佐賀県が頑張るからいいけど、福岡県は全く頑張らんですもんね、だから頑張らんというよりは、むしろずっと規制するほうばかりです。こんなに鳥栖インターから近いのに、何でできないのかと思うんですけど、本当に現実にそれを今大刀洗がやっているところを見ても、20年かかってたった12ヘクタールですよ。

そういう現実がありますので、そこら辺でもっと簡単にできるような方法があれば、教えていただければその取り組みはいたします。

○議長（長野 正明） 平田議員。

○議員（1番 平田 信將） 町長の努力を期待しまして質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで平田信將議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで午前中の一般質問を終わります。午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時51分

.....

再開 午後1時00分

○議長（長野 正明） それでは、ただいまから午後の一般質問を再開いたします。6番、林威範議員、発言席からお願いします。はい、林議員。

6番 林 威範議員 質問事項

1. 災害時の事業継続計画（BCP）について
2. 学童クラブへの支援について

○議員（6番 林 威範） 6番、林威範でございます。それでは、通告に従いまして質問をし

てまいります。

大きく質問が2つありまして、分野がかなり異なりますので、1問ずつ質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目ですが、災害時の事業継続計画についてでございます。

東日本大震災から3年が経過しまして、午前中の安丸議員の質問でもありましたように、昨年12月の臨時国会では、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が成立するなど、地域における防災体制の強化が課題となっております。当町においても、自主防災組織でありますとか消防団の本部分団の設立など、取り組みが進んでいるところですが、事業継続計画について策定を考えているものか質問するものでございます。

まず前提ですが、平成24年度には地域防災計画の策定業務が予算化をされております。地域防災計画は、災害に係る業務、予防業務、応急業務、復旧復興業務を対象といたしますが、事業継続計画はそれと重なるところもありながら、非常時どういう業務を優先するべきなのか、例えば司令塔がない場合とか、人や物に制限がある場合にどのような対応をするべきなのかというようなものを計画するものであります。東日本大震災のときは、震災が起こって、みんなで一斉に助けに行こうということでたくさんの自衛隊が一気にばっと行ったものですから、国防について心配されている方が非常に多くおられました。ちょっと例えは悪いですが、初心者のサッカーみたいにボールが行くところにガーと集まって、こっちのガードが甘くなるとかそういうことがないように、町としても災害が起こったときの復旧とかはもちろん大切なんですけど、日常的に大切にしなければいけない優先的な業務についてどのように考えて計画を立てていこうとしているのか、もしくは今後考えられるつもりなのか、まずそれについて問うものでございます。

それと、先ほどから、午前中の質問でも業務の遂行状況についてとか本部分団が出動することによる業務への影響などいろいろ言われておりますが、この事業継続計画をつくるとすると、やっぱり日常的な業務についての優先順位、重要度、緊急度についても精査をしていかなければならないと思いますので、そういうことをすることが日常業務を効率化する点でもプラスになるのではないかと思いますので、その点についても質問をいたします。

それから、ここに書いておりますのが、避難場所への無線LANの設置について書いております。震災等で連絡をとりたい場合に携帯電話が混雑し過ぎて携帯電話はつながらないけども、例えばSNSでの連絡はとれたとかそういうことも言われておりますので、災害だけではなくて地域づくりにも無線LANの設置等は有効に生かせると思いますので、その決定について質問をいたします。

それと、他自治体との連携についてです。災害対策室自体が被災をしたとかパソコン自体が被災をして連絡がとれないとかいう場合に、ほかの自治体とどういう連携がとれるのか、もしくは

そういう協定などがあるのか、あれば教えていただきたいと思います。

第1質問は、以上で終わります。

○議長（長野 正明） それでは、答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、林議員の質問にお答えをいたします。

まず、災害時の事業継続計画についてであります。普通といいますか、事業継続計画とは、地震や洪水などの自然災害、テロや大規模な事故など危機が発生したとき、企業の重要業務が中断せず、また中断した事業活動も目標復旧時間内に再開することを目的とした計画のことだそうなんです。そういうことで、どちらかというと、自治体でそれをどういうふうにご利用するかということなんでしょうけど、実は、今まで大刀洗町は、余り災害については、大災害というのは余り想定してなくて、はっきり言ってそういうところは余り考えてないですね、今まで。大体、考えられる災害といえば風水害が主だと思います。風水害でいえば、台風はいつ大きいのが来るかわかりませんが、水害でいえば筑後川が氾濫するかどうかというようなことだと思うんですけども、そう簡単には決壊するようなことはないだろうと思うんですが、そういうところでの災害に対する備えというのは、今の段階で十分ではないというのは承知しております。ただ、地方公共団体においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画がありますが、この計画は災害が発生したとき、または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担などを規定するものであるのに対し、事業継続計画は災害が発生したとき限られた必要資源をもとに非常時優先業務を目標の時間までに実施できるようにすることを目的としているとされております。

現在、当町において、事業継続計画は作成してはおりませんが、業務遂行の中核を担っているコンピューターシステムについては、業務継続のための大型発電機の設置やデータセンターの活用、データの遠隔地バックアップなど、さまざま対策を実施しているところであります。

御質問の避難場所への無線LANの設置については、役場と避難所である学校校区センター間を民間ケーブル会社の通信線で接続しており、無線LANでの接続は行っておりません。各校区センターには無線LANによるWi-Fi環境を館内に構築したところであり、今後地域の方々に利用していただくこととしております。

次に、他自治体との連携はどの御質問ですが、当町は災害時の職員派遣などを含む協定の締結などをほかの自治体と行っておりませんが、地域防災計画において、知事に対して他の職員の幹旋を要請するとしております。また、当町職員はほかの自治体職員とのネットワークを数多く構築しており、このことも地域における防災体制の強化につながるものと考えております。

お答えしたとおり、他自治体との連携は考えておりませんが、ここは小郡の自衛隊の駐屯地がありまして、その施設部隊が大体災害の時には、もう大雨が降ったときとかはすぐ担当の方が来ていただいているんですね。ですから、自衛隊との関係は良好な関係を維持するように

努めていかなければならないと思っています。

そこで、実は大刀洗町で自衛隊との協力会をつくってほしいという依頼がありまして、これから今準備を進めておるところですけども、議員の皆さん方にも入会していただくように協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で、答えにさせていただきます。

○議長（長野 正明） 再質問があれば、どうぞ。林議員。

○議員（6番 林 威範） やっぱりこの辺で災害というと、一番が洪水ですね、で、台風で、おとといたったですかね、震度3で揺れたとき、やっぱりちょっと慌てまして、あれで、3であれぐらい揺れるんだなと思ってちょっと慌てまして、やっぱり何事も備えておかなければならないと個人的に思った次第であります。この辺の可能性の高い水害や台風に関して、自衛隊と連携をして守っていくのは非常に大切なことだと思いますので、それは議員としても協力をしていきたいと思います。

それと、無線LANについてというかコンピューターについての事業継続についてはかなりしっかり考えられているそうなのでそれで質問したいんですが、例えば災害時を狙ったサイバー攻撃などが結構海外では多くあると思うんですが、久次課長、その辺についてどのようにお考えでしょうか。その防御体制、町としての取り組みの現状を教えてくださいと思います。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 林議員の御質問にお答えをいたします。

町の中枢を担っておりますコンピューターシステムの安全、セキュリティ対策につきましては、1点は平成15年ごろだったと記憶しているんですけども、全国の自治体を総合行政ネットワークで接続するというふうな事業が始まりました。その関係で市町村においては情報セキュリティポリシー、いわゆる情報資産をどのように守っていくかっていうそういった指針をきっちり定めなさいというふうなことがあります、大刀洗町でもセキュリティポリシーを策定をしたところでございます。これはどういった情報資源をどういった脅威からどのように守っていくか、そういうふうな対策の基本的な考え方を示したものです。こちらにつきましては、もう既に10年が経過することから、改めて最近の世の中で起きているさまざまな情報通信網に対する攻撃といますか、嫌がらせといますか、そういったものが発生していることについては、そのセキュリティポリシーの見直しを進めていきたいということで、情報管理部門のほうで今検討をしているところでございます。

それから、先ほど町長の答弁の中でもありました。これまでも平成3年度台風が災害でございまして、停電等がかなり長期にわたってありましたけれども、そういった災害において、当町におきましては、庁舎内に大型の発電機を備えておりました関係で、業務を、コンピューターをと

めることなく通常業務として活用ができてきております。最近のコンピューター技術が、クラウドっていいですか、そういった技術のほうに移行しておる関係で、これまで大刀洗町の中に独自にコンピューターシステムを設置して運用してきておりましたけれども、今後は民間のデータセンターの中に備えられたコンピューターを活用していくというふうな流れになっておりますので、大刀洗町においても既に基幹となる業務のシステムにつきましては、耐震性を備えた民間のデータセンターのシステムを活用するような仕組みをとっております。また、よくいろいろな形で企業ですとか国とか地方公共団体のホームページが改ざんされるというふうな事案も発生しておりますけれども、こちらにつきましても民間のデータセンターのほうの設備を使うということで、大刀洗町の庁舎の中に独自の機械を設置するというふうな方式をとっていない、そのことが1つはセキュリティ対策の一つの方法ということで、現在当町ではそういう方式をとっているところでございます。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました、戸籍とか、東日本は西日本に、西日本は東日本にと、こうお互いに相互しながら助け合うシステムが構築して、小さい大刀洗町というだけでなくクラウド化とかでしっかり守っていただければなというふうに思います。マイナンバー制とかができる、ますます情報が集中して、1つが漏れると全部漏れるみたいなことにならないように、町としても取り組んでいただきたいと思います。

それから、避難場所への無線LANの設置なんですが、もうほぼできているというような話はお伺いしたけども、周知というかいつから実行できるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 林議員の御質問にお答えをいたします。

昨年、今年度ですけれども、職員が使ってますパソコン並びに情報通信網につきまして、老朽化ということで、平成25年度、今年度入れかえを行っております。その関係で、ネットワークの統合の一つの流れとして、各校区センターのほうにネットワークをつながれておりますけれども、こちらをもっと地域の方々に情報通信網を利活用できるようにということで、これは2年ほど前に韓国のほうに視察に行かせていただいた際に、韓国では至るところの公共の場で無料のWi-Fi通信網が利用できるような環境が整備されておりました。こういったことで、そういった住民の利点につながるようなことについて、比較的安価に構築ができるということで、今年度、9月ぐらいだったと思いますけれども、各校区センターでもWi-Fi通信網が住民の方が利用できるように環境を整えたところでございます。今年度につきましては、一応ハード的な環境の整備ができましたので、平成26年度につきましては、その利活用を進めていきたいということで、住民の方々へのお知らせと、それからどういった使い方をしていくかといったところ

についても、住民の方々の意見も踏まえながら有効活用できるように26年度進めていきたいというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） よろしくお願ひいたします。避難時も予想以上に使えたというのが一つと、地域づくりだったり、今後は条例集でしたっけ、タブレット化するようなもの、ああいふのがありますので、今までタブレットとかを使われていないような方たちにも、例えばJAP AN s gの商品はこんなに簡単に買えるんですよというアピールとかにも、地域づくりにもつながると思いますので、ぜひ積極的にやっていただければというふうに思います。

それと、この事業継続計画についての質問を書こうと思った理由は、通常業務の優先順位を適格につくれるのではないかなというふうに私自身が考えたのでこの質問を上げたんですけども、もうそれは別のところでできているというふうに考えていいですね。というのが、今回の議会で出た条例の改正とかが、例えば平成15年の地方自治法改正なので改正しますとか、10年ぐらい経って今改正みたいな、何で今なんだろうというようなのが全員協議会とかでもあるんですよ。なので、優先順位とかしっかりなされているのかなという疑問が議員間にありますので、その点についてお答えいただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○総務企画係長（田中 豊和） 林議員の御質問にお答えいたします。

今回、本定例会のほうに条例案を2本上程させていただいております。先程議員のほう申されましたように、平成15年、16年に改正された内容について上げておりますが、他の自治体では、まだこれ条例化をされてないところが多くございまして、どちらかという大刀洗町先行してやっているような状況で、どこの自治体においてもまだそこまで必要性は感じてないというような内容の条例でございます。地方公務員法の改正ですね。大刀洗町としましては、職員の高齢者、年配職員の今後の働き方、それから個人の職員のスキルアップ、こういったものを推し進めていこうということで、今回新たに平成26年4月1日からの施行を目指して、今回の議会のほうに上程をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 佐々木常夫さんに来ていただいたりとか、マネジメントもしっかり今後かえていかないといけないところだと思いますので、少ない人員の中でしっかりやっていただきたいと思います。副町長と目が合ったので、何かお答えいただければ。マネジメント担当のような気がしております。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 林議員の御質問にお答えいたします。

業務の優先順位っていうものを、今特に何か書類としてまとめているというところはないんですけれども、議員おっしゃるとおり、少数制でやるというところで、どういうふうに効率的に仕事ができるかということも含めて、いわゆる業務改善ということも、御存じのように取り組んでおりまして、それを一度全部の課、係の業務を業務手順書ということで全部書類化して、全部そこを出してきている形で、森田議員のときの質問の「課長の指導」というところにもつながってきますけれども、そこは全て課長が自分の課の仕事、係横断的にそれが見れる状態になってるわけですので、何かあったときに何を優先すべきかということ、そういった書類、既にあるものを優先して、何か優先づけするような形で今後取り組んでいけたらというふうに思っております。それとその災害ということではございませんけれども、先ほど申されました佐々木常夫さん、タイムマネジメントということで中心に話をさせていただきました。いわゆる少ない人数で効率的に、そして基本的には定時で仕事を終えるような形で、それから逆算して仕事をしていくには何を優先的に、どういう仕事を、例えば全部が全部完璧にやるんじゃないかと、例えばこの仕事は何%やればいいのか、年間計画の中でここをこう工夫すれば1年かかったものを、例えば10カ月、9カ月でできるんじゃないかと、そういう部分の視点でこれから職員に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、そういった意味でも災害に限らず通常業務においても、何を優先すべきかという視点のもとで考えてもらうように、これからも意識づけを十分に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 突然の振りにありがとうございました。

それでは、優先順位とやっぱり人数が少ないからですね、何でもかんでもってなかなか難しいと思いますので、災害時にかかわらず、少数制で今後もしっかりやっていただきたいと思います。

それでは第1質問を終わります。次に、2番目の質問、学童クラブへの支援について質問いたします。

共働きの世帯や単身、ひとり親の世帯において、子どもが保育園から小学校に上がる際に直面する社会的な問題を、一般的には「小1の壁」といいます。保育園では長く、7時過ぎまで預かってくれたものが、小学校になると放課後3時とか4時とかに終わってしまうその問題で、例えば保護者が仕事を変えなければならぬとか、短い時間の仕事に変えなければならぬとか、そういうものをなくそうとする一つの制度が学童保育であるというふうに考えております。教育長も日ごろから申されておりますように、子どもの教育が学校だけとか地域だけとか親だけでできるものではありませんで、それぞれが連携する必要があり、その上で健やかに育っていくものだと思います。

ちょっと調べますと、小学校低学年の子どもが学校にいる時間が大体1,200時間ぐらいって言われているそうです。学校外の時間、長期休みや放課後などが1,600時間ぐらいになるそうで、家庭や地域社会での学校外での子供の教育機能の低下が問題視される中、放課後の充実というのは子供たちにとってもとても大きな問題になっていくのではないかというふうに考えております。

そこを前提にして質問なんですが、子ども・子育て支援法ですとか児童福祉法の改正によって学童保育が市町村事業として位置づけをされるのではないかとか、国の奨励で基準が近々決まるのではないかとか、市町村は条例で基準を策定して学童保育の事業計画を義務づけなければならないのではないかとというような制度の変更が予想されておりますが、今後町として学童保育をどう位置づけて、どのような支援をしていくのかというのをまず大きな柱として質問させていただきたいと思います。

午前中にも町長答弁でありましたが、住み着いてもらえる仕組み、保育園までは安いからいるけど小学校になったら引っ越すというような方が、例えば学童保育も充実してるので小学校もいようかなと思ってもらえるようなその柱として、柱の一つとして学童保育を考えるのか、現状、特に問題はないと思っているのか、まずその点についてどのような支援を今後していくのかについて、まずお答えいただければと思います。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、林議員の御質問の学童クラブへの支援について答弁したいと思います。

平成27年度よりスタートいたします子育て支援新制度につきましては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法を受けてスタートするものであります。その中で、学童保育所は地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る事業の一つとして位置づけられております。

当町においての学童保育所の影響と今後の支援についてであります。まず1つ目の運営の支援については、現在の運営は保護者会での運営を行っており、毎年交代する保護者役員での運営というものにつきましては、継続性とか安定性の上で難点があるというふうに思っております。現時点では4つの学童で組織される学童保育所連絡協議会をサポートし、町が関与・強化することで運営の支援を行ってまいりたいというふうに現在のところ思っております。

次に、2つ目の指導員確保、質の向上についてでございます。指導員につきましては、新制度では保育士とかあるいは教員免許等の資格要件が求められております。今後の有資格者指導員の確保につきましては、一定の経過措置も講じられるというふうに言われておりますので、今後の実情を踏まえながら連絡協議会とも協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

質の向上につきましては、国や県が行う研修に積極的に参加していただく予定でありますし、

また連絡協議会においても研修等を予定されているというふうに伺っておりますので、町としても協議してサポートしていく予定にしております。

次に、3つ目の、よろしいですか。

○議長（長野 正明） 教育長、ちょっとよろしいですか。一応これは小項目ごとの質問になるわけですかね。林議員、最初の。そこをきちっと確認をした上で。

○議員（6番 林 威範） はい、わかりました。お答えを聞いてから、次の親の負担とかの質問をしようと思っておりましたが。

○議長（長野 正明） いえ、運営面の支援はどうなっているかちゅう小項目での質問がまず出ました。で、教育長は、指導員の確保、質の向上、この小項目を全て一応答弁するような形になっていってましたが、まだその部分での質問は林議員のほうから出ておりません。通告では出てますけど。（「まだしておりません」と呼ぶ者あり）小項目ごとにやられますか。これ全体の答弁を受けた上で、また小項目ごとに再質問されますか。

○議員（6番 林 威範） それでは、全部先に質問を、今させてもらいます。

○議長（長野 正明） じゃあ、そういうことですので、教育長、よろしいでしょうか。

○教育長（倉鍵 君明） はい。

○議員（6番 林 威範） 済みませんでした。

それでは、指導員の確保については今お答えをいただきましたので、親の負担についてですね。来年度の予算の中で小中学校の要保護児童や準要保護児童家庭に補助が幅広くなっておりますが、学童保育に関しては、多分5,000円という金額ではないかなというふうに思っておりますが、それについての補助等はどう考えているのかっていうことに質問をいたします。

4校区にそれぞれ学童保育がありますので、待機児童っていう言葉を学童保育に関して私余り聞いたことがないんですが、例えばそこがネックで入れられてないとか、実質はそういうのがあるのかなというふうに考えまして、その質問です。もしそれがあれば、今後減免措置なども考えるのかという質問です。全国自治体の6割ぐらいに減免の援助が何かしらあるというふうな調査とか調べがありますので、それについてのお答えをお願いいたします。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 失礼しました。質問されてないことに先走って答えまして申しわけありません。

それでは、まず待機児童、順番に従って待機児童についてお答えしたいと思います。

学童保育所の待機児童につきましては、現在のところ待機児童はなしというふうに把握しております。

昨年12月に実施しました子育てに関するアンケート調査におきまして、小学生1年生から

3年生の「放課後をどのように過ごさせたいか」という質問に対しまして、36.3%が「学童保育所」と回答されておりまして、現在、学童保育所を利用している児童数が37.4%と、比較するとほぼニーズに見合った入所児童数となっておりますところから、現在のところ待機児童はないというふうに把握しておるところでございます。

4つ目についてですけれども、保護者所得による減免措置についてであります。

現在、学童保育所の保育料につきましては、保護者会運営のために保護者会に保護者が納入しているという状況です。保育料につきましては、学童保育所の連絡協議会において協議がなされて決定されたものでありまして、町としての減免措置は現在のところ考えておりません。あるいは、もう一つネックになりますのが、減免する場合の所得の把握とかいうことになりますと、現在の運営形態であります保護者会を中心としておりますプライバシーの問題等がある、なかなかそれは公表して減免というふうにつなげるにはそういう問題をクリアしなくちゃいけないので、減免措置については現在のところは無理かというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 再質問があれば、どうぞ。林議員。

○議員（6番 林 威範） 私も今下の娘が今度6年生になりますが、1、2、3年生のときは学童保育に預けてまして、やっぱり物すごく助かったんですが、保護者が運営するので、会長を決めて、指導員を決めて、日程を決めて、会費も集めてというのが、やっぱり保育園に比べると物すごく保護者の負担が大きくなって、それが理由で預けないというような方も中にはおられたから、そういう面での援助も今後は考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 林議員の質問にお答えさせていただきます。

この制度につきましては、先ほど答弁がありましたとおり、24年8月の子ども・子育て3法における放課後児童クラブについて充実を図ることが一つ位置づけられましたので、それについての学童クラブの主な施策でございます。その中で、主な改正の中に対象児童を明確化する、いわゆるおおむね10歳までと言われたところが小学生までというふうな位置づけと、あと設置運営の規準の制定、あるいは市町村の関与の強化、そして市町村の情報収集の規定等が織り込まれているところでございます。

その中で、当町の学童保育の状況を見ますと、運営方式としまして、まず市町村が運営する方法と、それとあと社会福祉協議会であったり、あるいは保護者が行う。当町の場合は保護者でございます。保護者が運営するということになってきますと、そのあたり、毎年会長さん、あるいは役員さんが変わっていくというところがあるわけでございます。そのあたりが、今、大刀洗町で抱えている課題ではないだろうかと思っております。

しかしながら、今の方式でいきますと、この方式でいきますと学童保育所、いわゆる保護者会で運営していただくという方法になります。そのあたりでいきますと、今後まだまだそこをどう運営するかは今後、先ほどちょっと出ましたとおり、国のほうが奨励等を定めてくるわけでございますが、ことし3月までぐらいのあたりには、今月中ぐらいには定めてくると思います。その中で町が条例を制定していくわけですが、その条例を26年度中に制定していくわけでございます。その中でかわり方とかそういったものを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） ほかのところと学童と比べると、結構恵まれてる面も多々あると思うんです。学校の中にありますし、大体入りたいと言われたら入れますし、価格もさほど高くないところです。なので、いいところはそのまま続けていっていただきたいんですけども、奨励とかが出たときに、この学童保育が住み着いてもらえる仕組みの一つになるようにやっていただけると、もっと輝く町になるのではないかなというふうに思います。

済みません、最後にもう一つ、指導員の確保なんですけども、新聞折込みとかを見るとどこも学童保育指導員を募集されているんですね、800円とかで、保育士さんの免許ある方とか。やっぱり、例えば3時から7時とか短い時間の雇用となると、資格を持った方ってなかなか難しいと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 現在の学童保育所における指導員の状況をまず申し上げますと、保育士等の資格をお持ちの方が数名いらっしゃる中で、ほとんど一般の方が指導してあるというふうなことを聞いております。

それで指導員の確保につきましては、各校区にあります学童クラブが集まりました学童連絡協議会というものを上部に設置しておりますが、その中でいろいろ協議をしながら指導員さんの募集であったり研修等を進めているところでございます。今後、そういった中身を充実する中においては、国のほうの指針が出れば、また指導員さん等のそういった手当等も考えられていくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 追加でお答えしたいと思います。

今、課長が申し述べたとおりですが、私が21年に教育長になりましたときに、最初の課題が、学童保育所が、本郷の場合、本郷保育園の横にあつて離れていたということが大変問題になっておりまして、それを何とか学校の中にとすることで、町長の施策の一つである子育て支援という

ことで、私たちもそれは了解して、そのようにしたわけです。

ところが、学童保育というのが自然発生的とはいいませんけれども、最初のころボランティアに近い形で、本当に皆さん方の御努力によって今日まで運営されてきておりますが、27年度から新制度をスタートしなくてはなりませんので、当然のことながら質、それから内容、環境とも相当な向上を求められることはもう必至であります。そのときに我々としてどこまでできるかということを考えなくちゃいけませんけれども、直営なのかそれか民間委託なのか、あるいは社会福祉協議会への委託なのか、今の形態なのか、いろいろ形態としてはあるかというふうに思います。町の財政事情等もありますし、あるいは国の補助等もございますので、そこを勘案して子育てにとって、学童保育にとって一番いい形とか内容というものは、本当1年間詰めて考えていかなくちゃいけないと思っています。

現在、子ども・子育て支援会議を立ち上げまして2回ほど会議を開いておりますけれども、26年度は4回か5回ぐらい開いていくつもりです。その中でアンケートの状況を踏まえながら、あるいは国の指針、あるいは法令、奨励等も踏まえながら、形としては年度内に条例制定までできるかどうかわかりませんが、望ましい形での条例制定に向けて努力してまいりたいというふうに思っておりますし、林議員のおっしゃるとおり、若い世代が定住する、そのための大きな条件の一つではないかというふうに強く思っておるところでございますので、改善に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） はい、わかりました。結構、都会の同級生ぐらいの保護者と話すと、「あそこの市は3人目の保育料が無料げなけん引っ越すもんね」とか結構平気で言うんですよ。ですので、経済的な援助だけで住民をふやすというのもちょっと問題かとは思いますが、そういうことも考えながら、学童保育についても、今後国の奨励等も見ながらやっていただければというふうに思います。また3月以降に国からもいろいろ出るとしますので、また経緯を見ながら、様子も見ながらまた機会があれば質問させていただければと思います。

以上で終わります。済みません、不手際があって申しわけありませんでした。終わります。

○議長（長野 正明） これで、林議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、4番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

財政課から資料の配付があります。（資料配付）

それでは、始めていただきたいと思います。

4番 平山 賢治議員 質問事項

1. 町財政と住民生活について
2. 生活保護基準切り下げの影響について
3. 国・県での制度化を求めることについて

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。大きく3点通告しておりまして、関連、連続しておるんですけども、今回につきましては、項目、大項目ごとに順次質問をさせていただきたいと思っております。

また、本日ほかの議員の質問、今まで聞いておりますと、今回から議会運営委員会とも協議をいたしまして、「検討します」と当局から答弁があった場合には、今後どう検討したのかをお答えいただくというような合意していただいたんですが、「検討します」という言葉が出てくるかなと思っておりまして、既に答弁の中で十分検討されたような前向きな答弁が前回議会までと違っていて、非常に精査されたといいますか、既に検討済みでこうやっていきたいというような答弁があったように思います。私は大変それは当局側の前進じゃないかと思ってきょう聞いておりましたので、その点は評価したいと思います。またその点につきまして、もし当局のほうでそういう御意向というか意気込みのようなものがあつたとすれば、後で答弁いただきたいと思います。

さて、問題は私の質問にどうお答えいただくかなんですが、まず第1点目でございます。第1に、現在の国政と町政治、住民の暮らしとの関連についてであります。

2012年12月に安倍内閣が発足して1年3カ月になります。この間アベノミクス、3本の矢といって経済改革のようなことをやっていらっしゃいますが、これは大多数の国民にとって有効な方策でありましようか。安倍内閣は国会論戦の中で賃上げが必要としぶしぶ認めながらも、実際に行っているのは一部の輸出大企業の目先の利益優先の政策であり、雇用関係においては、さらなる首切り自由、残業代ゼロ、恒久的な派遣労働など、賃下げと雇用破壊を推進するものばかりではないでしょうか。これでどうして日本経済の底上げができるでしょうか。さらに、来月4月からは消費税の8%への引き上げが実施されます。さらには、年金給付や生活保護、医療費負担の増など、庶民負担をさらに強めるメニューが目白押しであります。さらに、復興特別税の加算、軽自動車での増税も続いてまいります。

私どもが近隣の地域で住民の皆さんにお願いしているアンケートでも、暮らし向きについて質問いたしましたところ、「変わらない」が50%、「悪くなった」が50%で、全体のほぼこの100%でございます。暮らしが良くなったとの回答は、どの自治体においても1ないし2%に留まっている現状であります。また、「アベノミクスを実感できるか」との問いに対しても、「そんなのは見たことも聞いたこともない」と、「少なくともうちの近所には来ていないようだ」との回答がほとんどであります。一方で労働雇用の分野について質問しておりますと、「残

業が多いのに賃金が安い」、「福祉事業者で働いているが、労働条件や賃金が悪過ぎる」、「うちの子供たちが就職はしたけれども劣悪な賃金で働かせている」、「有休も産休もとれない」など、劣悪な雇用に関する意見も多く頂戴しているところです。これが大多数の住民の皆さんの実感ではないでしょうか。国民大多数に負担を押しつける政策により、大刀洗町の住民も大きな影響を受けると予想されるものであります。

そこで、まず大刀洗町における住民所得の推移はどうか、また、政府はしきりにデフレからの脱却と景気回復を言いますが、それは本町にも見える形で波及していますでしょうか、町の見解を問うものであります。また、消費税の増税を転嫁する形で、町の公民館やドリームセンターなど、施設の利用料の引き上げが可決をされております。これにつきましては、先日の議案審議でも問うたのであります。形式的な使用料の値上げよりも一律に転嫁することはやめ、どういった使用料が住民福祉のために適切なのか、多面的に検討し判断すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上につきまして、まず答弁をお願いいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平山議員の質問に答えます。

まず1点目の、最近5年間の住民の所得の推移はどうかについてですが、安倍内閣の経済政策について、その効果が地域に波及するまでには一定の時間を要するものと考えます。平成25年分の町民税の基礎となる総所得金額は、現在確定申告中でありまして、参照し得る最近、直近5年間の所得としては、平成20年から24年分までの総所得金額になりますが、その状況は年により若干の増減はあるものの、およそ減少傾向にあります。

また、JAみいからの情報によりますと、当町の農業については、ここ数年農産物の販売額は伸びているものの、油や資材価格の高騰により、所得は平行か微増であると考えられます。

商工関係については、建設業など売上げを伸ばす企業があれば、そうでない企業もあり、業種によりおかれた状況もさまざまですが、ここ一、二年、融資の斡旋件数や金額などが減少していることを考慮すると、見方によっては景気回復の一因であるとも読み取れます。商工会が実施しているプレミアム商品券について、本年度は即日完売、また町単独補助の住宅補修事業について早い段階で予算消化しておりますが、こういうことで町の景気がどうなのかっていうのは判断するのはなかなか難しいなと思っております。つい先日ですけれども、銀行の支店長とお会いしまして、銀行あたりで取引をしている関係で、最近の景気はどうなのかっていうことを質問しましたら、何か気運的にはいいそうです。だけど、実際、数値としてばっと上がっているというかそういうことはないように言っておりました。

次に、2点目の町の基金の推移及び今後の見通しはどうかについて答弁をします。

先ほどこの資料を渡してるようですから、この件については後から係に説明させます。

この表を見ていただければわかりますけども、平成13年度の48億300万円をピークに年々減少してまいりました。これは、小泉政権時の三位一体の改革に伴う地方交付税や国庫補助金の縮減により、基金の取り崩しを余儀なくされたからでございます。

しかしながら、私が町長に就任した翌年度からは、基金取り崩しを極力抑えた予算編成や事務事業の見直しなどを行い、6年間で約5億7,000万円の基金積み増しを行いました。

今後の見通しについては、平成18年度に共用開始した下水道に関し、20年後ぐらいから管路の改修工事が予想されるところでございまして、その財源として毎年5,000万円程度を積み増すなど、この先20年で10億円程度下水道施設整備基金に積み立てることを考えております。

また、今後図書館や中央公民館、運動公園、小中学校の校舎やプール、屋内運動場などの改修工事を計画しておりますので、公共施設整備基金や教育施設整備基金にもできる範囲で積み増しできるように考えております。

続いて、住民の高負担を軽減するための財政措置が緊急に求められると思うが、どうかについて答弁します。

国の経済が、若干ではありますが上向き始めております。その効果が地域に波及するまでには一定の時間を要するものと思われまます。議員も御承知のとおり、小規模自治体である当町は、財政力が小さく、人口については都心より若干の増減がありますものの、中長期的に見れば、人口減少や高齢化の進展が予測されております。また、税収もほぼ横ばい傾向であり、医療費などを含む扶助費の増加は当町財政にとって厳しいものがあります。通告書の高負担とは何をもってそう言われるのか不明な部分もございまして、いずれにしても先ほど述べたとおりの事情から判断しまして、議員が言われているところの高負担を軽減するために、さらなる財政措置を講ずるということは考えておりません。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） では、再質問をさせていただきます。

例えば、仮にいわゆる国の経済政策が何かの波及効果をもたらしていたとしても、一定の期間かかるというのは当然のことなんですけど、その、もし万一その効果が現れるにしても、以前既に来月においてはもう既に消費税が増税になるわけですね。そうしますと、もう経済効果とかいうものよりも先に全住民に大きな負担がのしかかってくるということに対する危機感というか、ていうものは町も当然お持ちだと思うんですが、消費税増税、あるいは消費税増税が大体3%の増税で8兆円、国民の負担増というふうに言われております。これに4月から順次行われる社会

保障の給付減や年金の削減、生活保護の基準の削減等を含めると、合計で10兆円の国民負担がふえるというふうな政府の試算がされております。これが、大刀洗町においては、例えばどれほどの住民負担増になるかというのは、町としては試算なり予測というのはされておりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 試算しておりません。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 大体1万5,000人と見まして、単純にこの10兆円、人口を、全国民の1万分の1というふうに考えておきますと、10兆円の1万分の1ということになりますと10億円と、大刀洗町で4月から10億円の負担増という、可処分所得が減少ということになると思います。

先ほど答弁でお答えはいただけなかったけど、全体の住民所得が現在どれぐらいの金額になっているかというのはわかりませんが、人口で単に割っても10億円の負担増があると、ある意味これを地方の所得のあるいは低さとか、あるいは事業数の少なさとかから見て、半分としても5億円の影響が直ちに町の所得に、負担増に跳ね返ってくるというふうに見るべきだと思うんですが、そういった見方でよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） わかりません。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これは町を預かる町長として、4月からの住民にどれだけの一律の負担増が押しかぶされてきて、住民の方が大変なこの支出増の中で困難がふえるかというのは把握しておくべきだと思うんですが。ですから、私もこれはあくまでも人口で単純に割った分だけでございますから、そこについては至急町に対するこの負担増の影響がどうなるかというのは調査をして、今後の影響について検討するというのが当然の責務と思いますが、いかがですか。

○議長（長野 正明） 質問を整理しますけども、消費税の増税によって町民が5億円の負担増になるという、それに対してきちっと把握しておるかという。

○議員（4番 平山 賢治） 今から把握すべきじゃないかと。

○議長（長野 正明） ということでございますので。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 平山議員の御質問にお答えいたします。

一概に、先ほどは単純に人口から割ったという話でしょうけど、出していくとするなら当然それぞれの担当部署のそれぞれの事業の部分の影響額というものを対象者をもとに積み上げていくしかないと思います。それができるかどうかというのはちょっとここで確約はできませんが、ち

よっと額が、ちょっとさっき言われたのがちょっとそれが正確かどうかはちょっと定かではありませんが、基本的に、国からの補正の経済対策なり、今度国から10分の10で措置される予定の臨時福祉給付金なり、種々のこういった消費税が上がることよっての対策っていうものは打たれてありますので、積み上げ自体はちょっとできるかどうかは内部的に検討したいと思いますが、ただそれに応ずる対策というものは既に打たれておるであろうというふうにこちらのほうでは理解しているところでございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 負担増額に対して1回限りの支給とかいろんなものはありますけれども、それはもうあくまでその場しのぎといいますか、全く負担増に見合わない一時的なばらまきであって、全く基本的な消費税の負担増、あるいは社会保障減による負担増というものを措置、カバーできる分には至っていないはずですよ。それで、町としても消費税の増税に伴う歳入の増とか、あるいは補助金の増というのは把握できるかもしれませんが、肝心の住民の負担がどれだけふえて、町民の所得が圧迫されるかというところは、当然これは把握すべきだと思うし、仮に概算で何億円というものが出たとすれば、これは例えば町の予算が50億とすると、もう1割から2割に当たる所得というのが飛んでいくわけですから、これはもう全国の自治体にとってこれは大変なことなんですよ。それだけ処分ができないということになると。そうすると、当然戦後の70年の歴史の中で、一度にこれほどの負担増を強いたことはなかったと政府も答弁をしています。地方自治体にとっても大変なことなんで、バブルの崩壊以降失われた20年と言われ、失政による不況にあえぐと、その点、その上の上乗りでこの4月の上乗せでの4月の負担増ですから、自治体としましては、住民の暮らしと町内の経済にさらにこれは、これまで以上に敏感に反応すべきだし、生活困窮者を増大することも当然予想できるわけですから、現在ある福祉の諸制度を大いに活用するほか、より敏感に予測しつつ柔軟に敏感に反応するという姿勢が、今後のこの4月から、さらには長期的には3年、5年といった中において必要と思われませんが、その辺については町のお考えいかがですか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいま平山議員が質問された件について、福祉のほうから少しお答えさせていただきますと、前回も申しましたように、今回の消費税については、消費したときに払っていくものということで、議員の試算等についてもやはりさまざまなやり方があると思いますので、どれくらいの実際に収入源になるかというのはなかなか難しいところではございますけれども、福祉のほうといたしましては、生活困窮者等出ましたときには、それぞれ町なり社会福祉協議会等で十分に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 町長におかれても、そこら辺はこの来月の4月からさらに住民の動向、あるいは生活の状況にさらに目を配っていくと、そういう心構えというものをお持ちいただいていると思いますが、その辺町長いかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当の渡邊課長が福祉についてお答えしましたけど、そういう気持ちで私も取り組んでいきます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ありがとうございます。

ここはきちんと遅滞なく住民の実態、困窮の人数をつかめるかどうかというのが今からの市町村の才覚が問われる問題だろうと思います。

そして、次の高負担というのについて、ちょっと一つ申し上げたいのは、やはり国保税なんですよね。国保税、市町村国保というのは、地元の商工業や農業のような地域の産業を支える方々が加入していらっしゃる。それから所得的には低所得者、高齢者、失業者、生活基盤の弱い方が加入されておる非常に財政基盤の弱い、そして重要な福祉制度であります。私どもの調査でも、「負担が重いもの」の常に首位を占める、首位を、トップをとるところがこの国保税負担であります。とりわけ、所得が200万ないし300万あたりの世帯に最も重い負担率が課せられるので、家族経営、零細でこつこつ町内でやっている方に非常にきつい税ということができません。住民の方あるいは商工会の皆さん方の話でも、やはり国保税が何とかならないのかという話は必ず出てくる分野であります。町長も答弁の中で、これはやはり高いとは思いうという答弁を以前いただいているところであります。国保税にいたしましては、23年度のデータでちょっと県内の状況を調べさせていただきましたが、1人当たりの国保税額が一般と退職者合わせた分が1人当たり9万4,936円で、これが残念ながら県下3位という高さになっております。県下が60市町村ありまして、平均が8万1,843円ですから、高いほうから3番目というような調定額になっているわけでございます。

一方で、1人当たりの医療費を見ておきますと、23年度は御承知のように、大変伸びた年になります。それでもやはり中位のやや上ぐらいのところにとどまっています。格段医療費がかかっているわけでもないのに、1人当たりの医療費は残念ながら3位という高い高位にあります。それはもう確かに法定分以外の独自の町からの国保への繰り入れを2,000万入れていただいて、これは継続されていると。これはゼロ時代に比べて評価すべきではありますが、なおやはりこの数字で見るように高負担、使用している医療費に対しての高負担という部分は、非常にやっぱり住民の皆さんの中にも多いわけでございますが、特にここのこの高負担の上にさらにこの消費税が

乗ってくると、住民の皆さんの暮らしが一体どうなるのかというのは、非常に私どもも心配でならないし、私自身も大変な国保税の負担というものは高いなというのは自分自身考えております。

ここについては、例えば、先日、先ほど町長答弁なされましたように、町長就任以来基金の上積みが行われておると。ことしはちょっと少し減るのかもしれませんがけれども、こうした中で私ども選挙の応援とかで近隣の市町村、この前も言いましたけど、近隣の市町村に応援に行きまして財政分析することがございます。そうしますと、やはり隣町、あるいは近隣の町であっても、確かに貯金は大刀洗町の1人当たり4分の1しかないし借金は2倍ある。経常収支比率が限りなく100に近いということで、財政がだんだん硬直化しちゃって、なかなかもう政策を打ち出そうにも打ち出しにくいという、ほとんど打ち出しにくいというような自治体も確かにございます。しかし、やはりそれに比べますと、先ほど町長の答弁にもありましたように、基金も増加傾向にあると。下水道とかそういう施設基金の上積みもありますが、そうしますと、緊急の負担軽減に対して財源がないとはやはり言えないというか、健全というか、経常収支比率も県下で一番低いわけでございます。一定の積み立てが必要なのは十分了解しておりますが、国の見通しが、交付税がどうなるかというのは不透明なのもわかりますが、やはり問題は町の行政が住民福祉の向上のためにあるのだから、将来に対して町の基金を積み増したとしても、肝心の住民が生活できずに万歳するということがあると本末転倒なわけです。貧困家庭はふえると。そうしますと、町内の景気もますます悪化して、町は貯金がふえるんだけど住民の生活はますます苦しくなるとい、行政の本来の役割から転倒してしまうわけです。ですから、ここの短期的な措置と長期的な部分をどうバランスをとるかが問題だと思うんですが、国保へのこの緊急の、例えば4月から動向を見ながらの緊急の手当というのも、これは当然視野に入れながら、先ほどの町長の答弁にもありましたように、注意深く見ていただくと、とりあえずこの高過ぎる国保については、どうか財源を活用しながら、もう1段階の負担減というのはどうしても私は必要だとは思いますが、いかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この国保税のことはもう何回も何回も今まで質問を受けておりました、そのたんびにもうあなたとの考え方が違うといえますか、それで確かに県内でいえば負担は高いほうだとそういうことになっておりますけれども、じゃあ一時的に法定外の繰り出しをして、繰り入れといえますか、それをやって、一時的にやっても長続きできませんもんね。ですから、私としてはとにかくみんなの健康を増強させるというか、そういうことでいろいろ地道なことであるけれど、各校区単位で体操をしたり、とにかく時間はかかるけどみんなが元気になる方法でやっていかないと、ただお金さえつぎ込めば解決する問題じゃないと思ってるんです。これは国保税はどこでも問題で、うちなんかどちらかちゅうと比較的高いのでまあまあどうにか、どうにか

ちゅうとあれですけど、成り立ってるといいますか、よそはどんどんつぎ込んでいるところもありますもんね。そうすると、いずれ県がまとめてやるというようなことも考えてるようですけど、そうなったときはまた物すごい大変なことになると思うんです。ですから、例えばこの9万4,000円ぐらいが、例えば1万円下がってもそんなに助かるというほどないじゃないかと思うんですけど、どんなですかね。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 例えば、私のほうが1世帯1万円の引き下げをとということを言います。例えば、2,000世帯あれば、2,000万円あれば1世帯1万円下げられるじゃないかと言います。しかし、じゃあフラットで年間1万円、所得300万の人が1万下がるかといったらそうじゃないんですよ。軽減にかかっている方が相当いらっしゃいますから、実際200万、300万の、1世帯平均1万円下げますと、大体200万ないし300万の方が数万ないし10万円程度の引き下げになると私どもは見ています。そういう部分だと思います。

それと、もう一つは、金さえ入れろということは、私も何度も言っておりますがそういうことは言っておりません。きちんと絶対的に高過ぎる負担を下げつつ、当然健康増進して医療費は縮減していく。そして今までもともと国が責任を持つべきだった財政部分についても出さしていくと、それを全てやっぱり同時並行でやっていかないことには、この医療費の問題は解決しないだろうということを度々申し上げているわけです。ですから、今回のさらに4月以降の負担の中でこの高過ぎる国保税が現状のままで課税されるとなると、さらにこれを払えない人がふえてくるでしょう。少なくとも今までより払えるということにはならないと思います。ですから、その中で、やはりここが負担とかふえる中で、さらにここが一番払いにくくなる分野となるのは間違いないですから、そこはぜひ御理解、今までとはまた違う局面が、厳しい局面が現れているということをお理解ください。

以上です。

それから、3点目ですが、消費税転嫁については、1点だけ質問いたします。今後、また仮に消費税が10%に上がった場合に、町の使用料等を10%に合わせて転嫁するのか、それともさらに表面的に転嫁するのではなくて、さらにどういった使用料が適正なのか検討する余地があるか、その辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 10%に上げたときのこと。（「例えば消費税が上がった場合」と呼ぶ者あり）また上げます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先日の議案では、私だけでなく何人か反対があったんですけども、

ここはそこはもともと使用料というものが経費に対して収益をこうやって上げていくというもとに立っておらない以上は、消費税をそこに単純に転嫁していくというのは、最初のもともと成り立ちが違うわけですから、問題がそれは違うんじゃないと思うんですが、そこについてはまた議論していきましょう。答弁ありますか、ございますか、答弁、いいですか、はい。

じゃあ、第2点目でございます。大きな2点目でございます。生活保護との関係でございます。

政府は3年間で生活保護費の最大10%を挙行しております。生活保護の基準額の削減は対象者だけが問題となるものではありません。生活保護の基準額は他のさまざまな制度の基準となる非常に重要な数値であります。厚労省調べでも、少なくとも38項目にわたって生活保護の基準額の切り下げが影響してくると見ております。それについていろいろ対応は言っておるようですが、例えば、住民税の非課税限度額ですとか、就学時援助の学用品等の支給、保育所の生活保護の免除規定とか、とにかくさまざまな福祉の分野、あるいは大学の授業料減免等、教育の分野にも大きく影響してくるわけです。これらについては、政府はできるだけ他の制度に影響が出ないようにとの姿勢であります。今後の成り行きについてはまだまだ不透明なものが多いです。先ほど述べましたように、大変な住民負担増の中でさらに給付の切り捨てや援助の対象から外れるなどという事態があってはなりません。

そこで質問ですが、前回以降、町の制度において、生活保護基準の切り下げと連動する制度について対応の変化があったかお尋ねしたい。特に、経済的な影響が子供の教育に及ぶことは避けなければいけません。就学援助制度も生活保護に準じる制度をとっておりまして、これに連動する恐れがございます。政府は影響しないようにとの通達を出しているようですが、町の新年度での対応はいかがでありますでしょうか。また、切り下げによる漏れる方がいらっしゃらないか、この点についても答弁をよろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 議員も御承知のとおり、生活保護基準の切り下げについては、平成25年8月から見直されたところございまして、影響が心配されました個人住民税の非課税限度額について、特に通知等は来ておりません。新聞などでは、「政府与党は春の消費税増税を控え国民生活に影響が大きいとして、現行制度を厳格には適用せず、生活保護の基準引き下げがほかの生活支援制度に影響を及ぼさないようにすることを確認した」との報道がなされております。こうした状況から、現時点では国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料などの算定に影響はないと考えます。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、就学援助制度への影響についてお答えいたします。

本町の教育委員会では、町立の小中学校に在学する児童生徒のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、つまり生活保護受給者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対し、就学援助を行っております。要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の認定につきましては、事務局が申請者の世帯の所得を生活保護基準と照らし合せて一次判断を行いまして、最終的には教育委員会の会議において認定しているところであります。

まず1点目の該当が外れる対象はいないかですが、生活保護基準で一次判断を行いますので、当然影響があると考えられるため、本年度の就学援助対象者113人に対しまして、切り下げ後を基準として試算いたしました。援助対象から外れた方は1人もいません。

したがって、仮に切り下げ後を基準といたしましても、当年度に限って言えば影響はなかったというふうにいえます。ただし、今後基準の切り下げの影響で援助対象から外れる方が出てくる可能性がございますので、事務局が切り下げ前を基準として試算した資料を追加提出するなどして、教育委員会会議において総合的に判断して認定していただきたいというふうにか考えておるところであります。

次に、2点目の要保護、準要保護に該当する世帯数と給付世帯数との関連はどうかであります。要保護該当世帯については、生活保護世帯が自動的に認定されることとなりますので、該当世帯数と給付世帯数はイコールと認識していただいて結構であります。

次に、準要保護該当世帯については、申請主義に基づいておりまして、審査を行い認定いたしますので、該当世帯数は把握しておりません。

したがって、潜在的な該当世帯が存在する可能性がございますが、本町の教育委員会及び学校におきましては、引き続き就学援助制度について広報、ホームページ、あるいは入学説明会での案内などをいたしまして、さまざまな方法により周知していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 政府も切り下げには影響は出ないようにというような通達でありますから、ぜひ今の答弁にありましたように、切り下げ前の基準を適用した今後も就学援助の充実とさらなる周知徹底をお願いしたいと思います。

そこで、周知徹底で1つお尋ねしたいのがありますが、これ申請書は学校のほうで説明書なり申請書をお渡しすると、学校長のほうに提出するということですが、手引きといいますか、就学援助の案内というのは学校別につくってらっしゃるのか、それとも教育委員会が、私は責任もって書類というか案内の基本的な書式というのはつくるべきだと思うんですが、それいかがですか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、就学援助につきましての住民周知についての回答をさせていただきます。まず、周知の方法でございますが、町におきましては、町の広報、ことしで言いますと4月号、それとホームページのほうに就学援助内容についての周知を行います。

学校におきましては、それぞれの学校で入学時に就学援助の制度についての概要説明、それとともに例えば家庭訪問をされる時とか、あるいは学校での校納金の滞納であるとかそういうものを担任が把握したときには、そういった話を保護者等に行っております。申請様式につきましては、全く、町と同じ様式でございます。その申請を学校から上がってきまして、こちらのほうで調査・算定をいたしまして、最終的決定を教育委員会のほうで諮りまして行っている状態でございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 例えば、何かの滞納があったとか支払がおくれたとかの困窮が目に見える状況であればいいんです。そういうのには的確に対応していただいていると思うんですが、困窮はひとまず目に見えないというか、大変困窮しているんだけど、例えば無理をして一生懸命払っていらっしゃるとか、実は該当なんだけどっていう、そういう方々にも、地方のほうに行きますと、やっぱり権利なんだけどなるべくその権利は受けなくて、自分で頑張って、本当は需給していいんだけど、それを受けなくて自分で頑張っていこうという、そういう土壌っていうものも、多分都会よりは高うございます。それがいろいろ所得と別に地方の需給の低さにも少しはあるのかなと思いますが、この申請主義でこれが数値に基づく支給である以上は、これはできるだけ、先ほどおっしゃったように全ての該当する方々に周知の徹底を行っていく。それで、この前、さっき申し上げましたけど、住民、学校がお渡しする、申請するじゃない、要するに就学援助の御案内というか制度の御案内がその学校でつくってらっしゃる、それぞれで。そこは、教育委員会がこういう制度がありますが、ぜひ御利用くださいというようなテンプレートといいですか、そういうものは教育委員会当然責任もって作成というかお示すべきだと思うんですが。それと、それがきちっと保護者、必ず保護者にわたっているのかと、全ての。そこら辺も御確認、再度厳重に御確認いただきたいと思いますが、そこら辺の精査はいかがですか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 教育委員会としましては、先ほど申し上げましたとおり、広報、ホームページ等のほうで、住民周知が足りているかなというふうに思います。まだそれぞれの学校がどのような周知、一応私が電話で確認したところによりますと、入学時にまず新1年生に伝わるように説明をしているというふうなところでは確認をしているところでございますから、ど

のような書式でされてあるかというのは、ちょっと今のところ確認しておりません。ただ確かにこの就学援助といいますものは、申請主義でございますから、先ほどからも言われているとおり、全体で児童生徒が1,200人からいる中において、保護者からすれば3分の2ぐらいかもしれませんが、それを全てを把握していくというのはちょっと今のところは考えておりませんので、そのところはよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 案内の書式等きちんと保護者にわたっているか、そこら辺は御確認いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、一方で、この就学援助に関しましては、26年度の予算から新たに生徒会費、クラブ活動費、PTA会費等の諸経費が新たに就学援助の計算の中に計上されているところでございます。これについては、昨年の質問の際に、検討はしますと、しかし近隣ではやっておりませんもんねというような答弁をいただきまして、多分今度予算に載せていただいたのも、この北筑後の付近では私は初めてじゃないかと思ひまして、ほかの議員にも聞いておりますが、私これを計上していただいたというのは大変評価すべきというか喜ばしい、大変感謝申し上げたいことなんですが、一言だけこの今回近隣がまだやってないという答弁いただいた中で、その26年度に計上していただいたという経緯をちょっと、よければ簡単に御説明いただきたいと思いますが。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、平山議員の質問にお答えさせていただきますけども、この制度につきましては、文科省のほうで平成22年に対象品目のほうに加えられました。その品目といいますのがクラブ活動費、そしてPTA活動、それから生徒会費等でございます。この導入に当たっては、近隣の状況を調べますと、確かに都市部のほうでは既に実施されているところはあるわけでございますが、この北筑後管内のほうではまだだろうと思ひます。今後、こういったものも対象に含まれていくのではないだろうかとと思ひます。

そんな中で、私たち大刀洗町のほうで今年度当初予算に計上させていただきましたのは、まずはやっぱり国の制度として上げられたこと、それから中学校におきましては、クラブ活動のほうも盛んで行われてますから、そういったものも勘案すべきではないかということと、あとはやはり大刀洗町におきましては、子育て支援、そちらのほうでやはり町をつくるというのが柱というふうになっておりますから、そのあたりの子育て支援の一環としてはそういった意味合いもあります。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 今回の予算化していただいたことで、筑後地域にもこれよい影響を与えたいと思います。感謝申し上げます。早速、他市の議員にも取り上げていただくように要望しておるところでございます。また、国が交付税措置としている分野、項目につきましては、今後も適切に予算化していただきたいと思います。そして、こうした、やはり前進もどんどん住民、あるいは内外に向けてPRしつつ、制度の周知や漏れの把握、申請しやすい条件整備を引き続き進めていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、大きな3点目でございます。兼ねてから子供の医療費の助成ですとか、あるいは少人数学級の実施、住宅リフォームへの助成、公契約条例の制定など、町独自の支援を議会でも訴えてきたところがございます。

しかしながら、本来、こうした基礎的な福祉政策は、国、県が責任を持って実施すべきものではないでしょうか。義務教育部分の子供の医療費や35人以下学級を実現するための予算、住環境を改善し、地域経済を発展させるリフォーム助成、公契約条例の制定は、県下でも多くの市町村の努力で独自の助成が進められているところであります。

そこで、大刀洗町の行政としてもこれらの基礎的な政策については国ないし県に制度化を強く要望すべきと思いますが、町の見解はいかがでありましょうか。財政的にも県や国に責任を持たせ、市町村間のいびつな格差を防ぐ点からも重要と思いますが、答弁を求めます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平山議員の質問にお答えします。

近隣の状況を見ますと、乳幼児医療などは特に市町村ごとに制度の拡充を行っており、独自色を出した制度として運用しているところが目立ってきておりますが、市町村の財政力や人口規模に違いがあり、苦勞して制度運用を行っているものと考えられます。なお、当町においても来年度から就学前までを対象とした制度とすることを予定しております。

住宅リフォーム助成については、平成24年度から始めた事業ですが、来年度予算においても平年と同様に、町単独で年額300万円の予算措置を予定しており、過去2年間の実績を見る限り、当町の経済政策に一定の効果を上げているものと思われまゝ。国や県の制度として実施できれば、当町の福祉向上や商工業推進につながるものと考えられますが、現実には大変困難であろうと思います。

公契約条例については、平成24年6月議会でも平山議員から一般質問を受けたところですが、その際にも「福岡県内の市町村においては、まだ公契約条例の制定や検討に向けての動きは見られませんし、当町も公契約条例の制定については現段階では考えておりません」と答弁しております。そもそも、自治体が民間企業の労働条件に介入すべきなのか、労使間で決めるべきことではないかという考えもございます。当町の入札においては、低価格調達とならないよう、予定価

格を設定しております。当町としては、国・県での制度化が必要と思われるものについて、国会議員や県会議員、町村会を初め、各種関係団体へお願いに参ることは可能でございます。しかしながら、個別事案で考えると、国、県、市町村のそれぞれの役割分担に応じて要求すべきもの、すべきでないものがあり、さらに制度化されることでのメリット、デメリットを慎重に見きわめることが必要になってきますので、例えば平山議員発議により、地方自治法第99条の意見書の提出制度を活用し、町議会として国、県へ意見書を提出していただくことも一つの選択肢ではないかと考えております。

以上で、大項目の3点目、国・県での制度化を求めることについての答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） まず、議会においては当然議会議員間で合議の上、必要と思われる項目については意見書を、私が発議するかはわかりませんが、多数で通してよいということになれば、これは当然お願いを、発議をして国・県に意見書を出そうということになると思います。それはそれで議会でやっていくんですが、当然地方公共団体といったものがある中で、大刀洗町を預かる長として、町単独ということもありますが、いろいろな町村長会長とかそういうものも通じてこれを国や県の制度化していく要求を挙げていくっていうのも、これはまた極めて重要だし効果のある運動だと思うんです。それで特にちょっと子供医療費について、県内の数字を見ておきますと、小学生以上に入院・通院問わず、どちらかでも独自助成する市町村は、今60市町村中43市町村まで広がりました。ですから、もう3分の2を超えたことになります。3年ほど前に半分になるかといっておりましたけれども、一番おくれておりました筑後地域でも、久留米市、あるいは小郡市、大木町、広川町と、まあほとんどの自治体において、北筑後ではこれは実施されているところであります。60自治体のうち1自治体が18歳まで原則無料、また入院、通院とも中学卒業まで無料が4自治体と、大変裾野が広がっている状況、やってないほうが少ないというような状況にまで今この子供医療費の助成が広がっています。しかし、これで、ここまで裾野が広がっている中で県が制度化に動かないというのが、むしろ不作為と、失当と思えるレベルにまで広がっているのではないのでしょうか。私も、常日ごろ町独自で子供の医療費の拡充はできないかというのは言っておりましたが、ここまで市町村独自の助成が広がる、あるいは自治体によっては18歳まで無料化が進んでいるというような、いわばいびつと言うべきまで、いびつと言うべきもう自治体間格差が広がっていることに私は愕然とせざるを得ません。また、よその自治体を見ておきますと、選挙前に急に実現したりとか、いいことなんです、政争の具のように見えることすらこれはございます。これほど広がった制度を、これはもう普通どんな制度も市町村が先に住民のニーズを酌んで助成して、それにしゅしゅ後から県や国が制度化していくというようなことが多いんですが、これはもう明らかに、この実施状況を見るにつけても、少なくとも

も小学生時点までは福岡県が責任を持ってやっていくべきだと、これは市町村長のほうからも強く申し上げていい分野だと思いますが、いかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 1年に1度町村会と県の各部との協議をする機会があります。いろんな分野での要望がありますので、その中に入れるようには努力をしてみます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ありがとうございます。その方向でぜひよろしくお願ひします。多分データをお持ちだと思いますが、都道府県別の県の子供医療費の支給対象を見ておりましたが、都道府県レベルで言うと、47都道府県と19都道府県、半数弱で既に小学生以上への助成が行われております。しかし、福岡は就学前と、それから所得制限もありということで報告がされておりますので、都道府県レベルで見ても福岡がやはり小学校まで踏み込んでいない、半分というふうに留まっております。やはり、そこで福岡県の行政がどういう、福岡県の県政がどういう、やはりどういう県政を強いているのかということもやっぱりそこは一つ見ておかないといけないと思うんですが、やはり近年になって巨大ダムと港湾とか関門橋とか工業団地とか、大型開発については予算が増額なんです、教育費の少なさとか、あるいは教員配置の少なさ、あるいは医療への助成の少なさっていうのは、やっぱり大規模圏の中でもこれは群を抜いて少ないと、そういったものがさまざまな福祉分野の県制度のおくれにつながっているというふうには私は見えています。ですから、当然ここは福岡県内にある自治体の長として、福岡県を、これ県としての制度はおくれているけれども、県内の市町村がこれほど先駆けて引っ張っていったるじゃないかと、ここはもうこの際もう県の責任として一定のところまでの助成は進めていくべきだということを、先ほど答弁いただいたように強く要求していただきたい、このことを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、3点大きく3つ質問してきましたけれども、いずれにしても本年、来月4月から戦後かつてない激変が予想されています。住民生活の苦難に機敏に対応すること、それから緊急の措置としてあらゆる制度や財源の活用で住民の命と生活を守ること、これがますます市町村の役割として求められています。このことを最後に申し上げて今回の質問といたします。どうもありがとうございました。

○議長（長野 正明） これで、平山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 2時50分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時36分

.....

再開 午後2時50分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き一般質問を再開いたします。

8番、花等順子、発言席からお願いします。花等議員。

**8番 花等 順子議員 質問事項**

1. 業務のあり方を問う

2. 男女共同参画の推進

○議員（8番 花等 順子） こんにちは、8番の花等です、きょうは9人の議員から一般質問がありましたのでお疲れのことと思いますが、最後になりましたので、もう一踏ん張りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回は業務のあり方と男女共同参画社会の実現の立場から質問をいたします。通告に男女共同参画の推進と書いておりましたが、正確には男女共同参画社会の推進と書かなくちゃいけなかったなと反省をいたしております。

まず、業務のあり方から問います。

100人以上いた正職員が現在80人で、ここ五、六年の短期間に2割以上の削減となっております。保育士や給食調理員の機構改革によるものがありますが、職員が大きく減少したことは事実です、そんな中、職員は少数精鋭の中で愚痴を言わずによく頑張っていると思います。町長は、課内の連携をとり、課間の連携をして業務を効率よくこなすように示唆してこられました、私としても全く同感であります。連携・協力することで1の仕事が、2、3の効果を上げることができます。連携だけが業務改善ではありませんけれども、連携することによって業務改善ができると考えております。

そこで、今までに連携して業務改善されたことと、これからの課題について順次問います。

まず、1、課内連携の現状とこれからの課題から。次に、課間の連携の現状とこれからの課題。3番に、社会福祉協議会との連携とこれからの課題について。4番目に、校区の地域づくりと行政の連携とこれからの課題について、順次お答え願いたいと思います。

○議長（長野 正明） それでは、答弁を求めます。はい、安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、花等議員の質問にお答えをします。

まず1点目の、課内連携の現状とこれからのことについてであります。当町では仕事の平準化を図るとともに、課内の連携を強化することを目的に、一般職職員の辞令は課を単位として発令しております。

管理職である課長などが各係の業務の状況に応じ、裁量で職員の課内配置を行える仕組みにしているところですが、今後についてもこの仕組みを活用しながら、係間の垣根をなくし柔軟に対応してまいります。

次に、2点目の質問の課間連携の現状とこれからについて答弁いたします。

解決すべき課題や新たな取り組みなど、ほかの課・係と連携して推進する必要がある場合は、関係課・係で構成する連絡会議を設けるなど、積極的に課または係間の連携体制を整えているところですが、近年の多様化、高度化する住民ニーズに対応していくためにも、今後も課・係間の連携を一層推進してまいります。

次に、3点目の質問の社会福祉協議会との連携の現状とこれからについて答弁します。

大刀洗町社会福祉協議会は、役場の健康福祉課福祉系の業務と同様に、地域福祉に重点をおいた活動を行っておりますが、役場の福祉係が生活扶助、障害者補助金助成など、直接的支援を主な仕事としているのに対し、社会福祉協議会ではより住民生活に密着した活動を行っております。高齢者や障害者に対する生活支援の活動は、それぞれの方に合わせたスピードでの対応が必要であり、行政では困難な業務を行ってもらっていると思っております。

現在、地域包括支援センターでも同じように、地域に密着した業務を行っておりますが、この組織は介護保険事業により開設されており、65歳以上を対象とした業務を行っております。町では、来年度から2年間かけて地域福祉計画を作成することにしておりまして、今後はそれぞれの業務の連携をより密なものとして、地域福祉に貢献してまいりたいと考えております。

次に、4点目の質問の地域づくりとの連携の現状とこれからについて答弁いたします。

地域づくりと各課の役場内連携については、校区センターの活用事業である通学合宿や健康体操教室などにおいて、基本的に各事業の主管課が単独で地域と連携を行っているのが現状でございます。平成25年4月に地域づくりと行政の連携をさらに推進する目的で機構改革を行い、企画財政課を改変し地域振興課を設置したところですが、率直に申し上げて現在のところ当初期待するほどには至っておりません。しかしながら、この1年を振り返りますと、地域おこし協力隊と各校区のリーダー、有志との協働により、校区センターを舞台に幾つかの新しい試みが進んでおりますので、活力を生み出すことを期待しております。

さて、地域づくりのこれからについては、各校区の地域づくりと各課の連携が縦糸と横糸でしっかり結ばれるよう、新たな連携の基礎を構築して参りたいと思っております。地域づくりに終着点はありません。時代に応じた住民自治、地域振興のあるべき姿を地域の方々と共有しながらこれからも取り組んでまいります。

以上で、第1項目の1点目、業務のあり方を問うについての答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があれば、どうぞ。花等議員。

○議員（8番 花等 順子） もう少し具体的な答弁があるかと思っておりましたけれども、何か具体的に各課長の中での取り組みなどがありましたらお聞かせ願いたいと思います。どなたでも結構です。

○議長（長野 正明） 具体的な取り組みがあればということでございますので、山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えいたします。

それぞれ具体的な取り組みはということでございますけれども、各課間の連携ということで、1つは総務課のほうが直接関係している分でございますけれども、社会保障と税の番号が新しく取り込まれることになりまして、これは全庁的に取り組まないと目標達成ができないということで、ちょっと大刀洗町でちょっと取り組みがおくれておりますけれども、3月のもう始めのほうに一応全課長招集して、その内容等の説明をさせて、今後この構築に向けた対応等を今とらしていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 花等議員の質問にお答えいたします。

具体的なところで、まあ動くだろうというふうに期待したところでちょっと動いてはないところなんです、また今後取り組みたいということで、委員会のほうでもちょっとお話しましたけれども、地域づくりのほうについては、地域づくりの自治振興係を事務局としまして、関係課・係で構成します町内の連携会議というものを今年度当初立ち上げたところで、2回ほど開催したんですが、これについてちょっと活動がとまっている状態ですので、これについても町内の日ごろの共有という部分でまた再開させて活発化させていきたいと思っております。あと、今やることということではございませんが、林議員の御質問のときにちょっとお答えした部分であります、業務改善についても、今年度から地域振興課のほうに一応置いておるんですが、これが実質ちょっと、一昨年度ですかね、コンサルタントのほうから成果物をもってなかなかちょっと正直動いていないところがございますけど、先ほど申しましたように、業務手順書ということでそれぞれの係から取り組むべき業務等、スケジュールなど、そういったものも書かれたものが一応出されております。

以上、視覚的なところで、いわゆる課内の仕事を精度を上げていけば比較できるようなものになっていくと思いますので、ただここをマネジメントするのはやはり課長の役割で、1年の中のどの時期にどこが忙しいからどういうふうな配置、人を動かすという部分を、目の前の現場もありますけど、そういった書面で出てくるものも視覚的にそれを判断しながら活用できればいいだろうというふうなことで、今後そういったところも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 健康福祉課の渡邊でございます。

ただいまの、うちのほうでは社会福祉協議会との連携ということでございまして、具体的に申

申し上げますと、まずは要援護者見守りネットワークの事業がございます。こちらにつきましては、地域の民生委員さん等を中心に要援護者の方の名簿づくりとか見守りの方法とかを地域で協議していただいているものでございまして、事務局を社会福祉協議会のほうにおいて進めているところでございます。また、社会福祉協議会が行っておりますミニデーターサービスにおきましても、うちの包括支援センターが行きまして、高齢者への方への指導等も一緒に行っておるところでございます。また、健康体操、うちのほうでは健康笑顔プロジェクトとして健康体操教室を行っておりますが、こちらなどにつきましても社会福祉協議会にも入っていただきまして、内容を検討していただきながら、協力していただいております。

それと、障害者等につきましても、自立支援協議会等にも社会福祉協議会からも入っていただきまして、部会等の活動に非常に参加・協力をいただいております。

大まかには、こういうところで連携・協力をしていただいております。

以上です。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） じゃあ、失礼いたします。私、教育委員会子ども課でございますが、昨年4月に健康福祉課のほうにありました子育て支援係のほうに教育委員会子ども課のほうに事務委任をされてまいりました。そんな中で、子育て支援係の担ういわゆる幼児の部分での要保護の関係とかで健康福祉課のほうの連携をさせていただいております。また、学校教育係の中においても、巡回指導等の中で特別支援教育とかそういったもので健康福祉課のほうとの連携もさせていただいております。済みません、そうでした。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） もっとたくさん事例があるんだと思います。私が言うのもなんですが、図書館と社会福祉協議会で布の絵本づくりがあつてたりいろんなことがあつておりますし、健康体操と地域づくりの間で、今度依頼が、連携して健康づくりやっという依頼もあつてということ聞いておりますし、課内の連携はもちろんですが、いろんなことがあつて、これはとても改善されている、以前から比べるととても改善されているんじゃないかと思っております。当然、課長の力量が問われるところでありますし、課の係を超えたところのアドバイスであつたり助言であつたり、こういうものも一つの業務改善の大きな推進になると思いますし、先ほど副町長の答弁にありました連絡会議とかも必要になってくるかと思いますが、まず最初は課内の会議といいますか、話し合いをしっかりと連携できるところは連携していく、協力して業務を推進するところは推進して行って、少数の中で業務が遂行されることを願っております。課間の連携も、以前に比べましたら本当になされていると評価しております。その中で、もう少しやっぱり踏み込んだこともあつていいのではないかと。具体的に言いますと、健康体操も健康福

祉課だけでやるのではなくて、地域づくりと連携することでサポーターの養成といいますか、サポーターを探すことをとても今苦慮してあるようです。こういうところも地域づくりと連携すれば、どういう人がどういう地域にいて、その方がサポートさんになられますよっていうことで健康づくりも推進されることでしょうか、それから今健康体操があるときは健康福祉課から2名の職員が来て、受付業務ですとかいろんなことをなさっておりますけど、こういうところも地域づくりと連携することで、地域づくりの事務員さんと一緒にやることで人員の軽減ができるんじゃないかと思います。それから健康体操そのものも地域づくりと連携すれば、もっと受講者っていうんですかね、本当に健康体操をしなきゃいけない人っていいですか、そういう人を見つけることも容易になるのではないかと思います。そういうことで、特に地域づくりと各課の連携によって、地域づくりも活性化するし、各課の業務も軽減していくんじゃないかと考えております。

それから、通学合宿と地域づくり、地域づくりが通学合宿をやっているところもあります。大刀洗校区はそうですね。菊池校区もそうでしょうか。それとチャレンジ教室ですとかアンビシャス広場を地域づくりと連携して、本郷の場合はアンビシャス広場の代表と地域づくりの館長が同一人物ということで、連携といいますか、割とうまくいっておりますけれども、こういうところももっと具体的に連携を強めれば、もっと活発な校区活動もできてくるんじゃないかと思っております。社協との連携はもうたくさんありますし、社協と子ども課との連携も今非常に進んでおまして、これは評価するところであります。連携ですとか業務改善でよりよい業務を進めていってほしいと願っております。

では、次に男女共同参画社会の実現に向けての基礎的なことを問います。

10年ほど前の大刀洗町の審査会や委員会における女性委員の登用率は8%から9%で、福岡県93自治体の中でも下から七、八位ぐらいでした。平成20年に安丸町長が就任され、平成22年4月に大刀洗町男女共同参画基本条例が制定され、女性の登用率は徐々に上がってきました。平成25年の大刀洗町の女性登用率は28.6%となり、県下60自治体中17位です。これは町長の姿勢、考え方に負うところが大きいと思っております。しかし、町営住宅選考委員会や大刀洗町防災会議などには女性委員が1人も入っておりません。防災には女性の知恵が必要にもかかわらずこのような状態です。今回は何を問いたいかといいますと、職員のジェンダー意識です。職員は職員研修や人権講演などで学ぶ機会が多く、人一倍人権感覚を持っていらっしゃるものと思っております。また、持っていなければならないのです。

そこで、本当に基礎的なことではありますが、職員の方がいろんな名簿をつくられるときにどのような意識でつくってありますでしょうか、お尋ねいたします。これは小項目ごとにお尋ねしていきたいと思っております。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 職員の意識といわれてもなかなか答えにくいんですけどね。

それでは、用意した分をちょっと言います。花等議員の質問にお答えします。

当町の各審議会等における女性の登用率については、今議員が言われたとおりかなり上がってきました。平成25年4月1日現在で28.6%となっております。17ではなくて18番目になってます。（「17と18は一緒なんです」と呼ぶ者あり）そうですか。まず、各種名簿作成における職員意識についてであります。これはちょっとなかなか分かりかねておったんですよ。どういうことかなと思って。もう特別何かいろいろ意識してということではなくて、行政区や50音順、生年月日などをもとに名簿を作成しておりますので、何か職員の意識に現時点で問題があるとかそういうことはないと思っております。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、町長の答弁のように、大方は行政区ごとですとか役職ごとですとかの、ほとんどの名簿がそうです。ある名簿を見たときに、ちょっと愕然とまではいきませんが、ああ、やっぱりこんな感覚なんだなと思ったのは、区から2人選出された場合、男の人と女の人がいて、その名簿が男の人が全て先だったんですね。全部男の人が先に書いてあって次に女性ということで、やっぱりここは考慮すべきかなと考えたところです。つくられた方は何の意識もなく、単純にもう男性を先に書かれただけのことだと思います。しかし、そういうところからジェンダーフリーの感覚から言えば、まずここから改善していかなければならないのかなという思いをいたしております。ほかにも多分こういう名簿が、全部私、名簿をいただいたわけではありませぬので、ほかにもあるだろうと推測されますので、ここら辺をどうお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今まであんまりそういうことを意識していませんでしたので、議員の質問もありますから、これからは職員に注意をするように指導していきます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 男の人と女の人でいらしたら、年齢順とか何かちょっと配慮をお願いしたいと思います。

では、次に中学校の混合名簿についてお尋ねいたします。

小学校の児童の出席名簿は、男女混合になってもう随分久しくなります。中学校がいつ混合名簿になるのだろうかと思っておりましたが、なかなか実現いたしません。そろそろ混合名簿にしてもいいのではないかと思います。学校現場の考え方や教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、中学校における男女混合名簿についてお答えいたしたいと思います。

御指摘のように、大刀洗中学校におきましては、現在男女別の名簿を使っております。その理由といたしましては、体育の学習でありますとか身体測定などで男女別名簿が便利である、あるいは長年の関連であったり、さらには職員、生徒、保護者から改めろという声などがあがっていないなどが挙げられるようです。

北筑後教育事務所管内の中学校におきましては、男女混合の名簿の採用が増加傾向にあります。名簿は混合であっても体操服の色が男女で違うという学校などもあるようです。

現在、中学校における男女平等に係る教育は、次の3点を中心に行っているということであり、1点目は道徳の学習を中心に、男女が互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重することの大切さを考えさせております。2つ目は、合唱コンクールや体育祭など、特別課程を中心に男女の理解と協力の重要性を実感させる具体的な活動を行っております。ちなみに、来年度の大刀洗中学校の生徒会長は女子生徒になることになっております。3つ目は、昔のように、男子は技術、女子は家庭とわけるのではなく、男女一緒に技術家庭を行ったり、年間5回の「自分でつくる弁当の日」などをつくったりしております。

今後、名簿のあり方につきましては、教育委員会で一方的にこうしろという話ではございませんで、男女共同参画社会実現の観点も勘案しながら、学校と保護者の方々、あるいは運営協議会、コミュニティスクールがごございますので、運営協議会の委員さん方で議論していただきまして、よりよい方向を模索していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 学校教育の中ではもう男女平等というのは当然でありまして、そういう教育は非常に進んでおりますが、その中で名簿だけが男性が先、女性が後という出席名簿になっております。たかが名簿ですけれどもされど名簿ということで、毎日点呼する場合に、男性が先、女性が後っていうのは、毎日毎日の刷り込みにもなりますので、まずここからの改善が肝要かなと考えるわけです。よそで、混合名簿になったところのお話を聞きますと、最初慣れないっていう抵抗もあったらしいんですけども、混合名簿にして何の問題もありませんっていう回答といいますか、現場の声はそういうこともありましたので、やってみたら意外と何でもないことではないかと思えます。先ほどおっしゃいましたように、体育の授業ですとかコーラスの席順とかそういうことは並びかえればいいっていういいですか、そんな、今エクセルなんかで名簿はいろいろ変換できますので、そんな難しいことではありませんので、ぜひ中学校と話し合われて、問題なければ速やかに混合名簿に移行していただきたいと思っておりますので、もう一回そこら辺の確認をしたいと思えます。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） たかが名簿されど名簿というのはよく聞かれるところでございますが、私はこの男女共同参画社会なり、男女平等教育について、混合名簿の果たす役割がそれほど大きいとは思っておりません。現実問題として、中学校でそういうことが具体的に起こっているという話も聞きませんし、最近では、よく体育祭では、女子が実行委員長を務めて、あるいは応援団長を務めて男子を動かすという場面は多々あるわけでありまして、名簿が男女別になっているからといって、女子が前に出ないということは決してないと思います。ただし、この名簿につきましても、私どもがこういうふうな名簿をつくりなさいという、そういうことはなかなかできるものではなく、学校長のいわゆる経営方針の一つでありますので、まさしく大刀洗中学校はコミュニティスクールを導入しておりますので、私の考えがどうだというよりは、その委員さん方、保護者もおられますし地域の方々もおられますので、その中で自由に討議していただいて、男女共同、あるいは男女共学における平等教育をどのように進めるかという観点からも、名簿のあり方については議論をしていただきたいというふうに思っております。私自身が誘導するつもりはございません。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） るる述べたようなことを考慮していただいて、できれば混合名簿に推移されることを希望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで、花等議員の一般質問を終わります。

---

○議長（長野 正明） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れでした。

散会 午後3時19分

---